

第五十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第四十五号

昭和四十一年六月二十三日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 岡崎 英城君

理事 大石 八治君

理事 渡海元三郎君

理事 和爾俊二郎君

理事 華山 親義君

理事 龜山 孝一君

理事 田中 六助君

理事 藤田 義光君

理事 森下 元晴君

理事 井手 以誠君

理事 重盛 寿治君

理事 安井 吉典君

理事 自治政務次官 大西 正男君

理事 自治事務官 佐久間 彊君

理事 自治局長 (行政局長)

委員外の出席者

議員 秋山 徳雄君

議員 重盛 寿治君

議員 細谷 治嘉君

議員 沢田 一精君

議員 越村安太郎君

議員 門 員

議員 秋山 徳雄君

議員 重盛 寿治君

議員 細谷 治嘉君

議員 沢田 一精君

議員 越村安太郎君

議員 門 員

議員 秋山 徳雄君

議員 重盛 寿治君

議員 細谷 治嘉君

議員 沢田 一精君

議員 越村安太郎君

議員 門 員

議員 秋山 徳雄君

(鈴木茂三郎君紹介)(第五九八七号)
自動車税及び軽自動車税軽減に関する請願(田
造國男君紹介)(第五九八八号)
は本委員会に付託された。

六月二十二日

都道府県議会議員の年金制度のうち標準報酬月
額の最高限度額引上げに関する陳情書(十都道
府県議会議長会代表愛知県議長橋本繁蔵外八
名)(第五七五号)
交通事故防止対策に関する陳情書(十都道府県
議会議長会代表愛知県議長橋本繁蔵外八
名)(第五七六号)
地方財政確立に関する陳情書(浜田市議会議長
山崎慧)(第五七七号)
地方公共団体の公共事業施行促進に関する陳情
書(十都道府県議会議長会代表愛知県議長橋
本繁蔵外八名)(第五七八号)
地方公営企業法の一部を改正する法律案反対に
関する陳情書(田辺市議会議長佐武孫八郎)(第
五九二号)
町村職員定年制の早期実現等に関する陳情書
(水戸市三の九一の四の五〇茨城県町村会長野
口一)(第六一〇号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太
郎君外八名提出、衆法第四五五号)
地方財政法の一部を改正する法律案(川村維義
君外八名提出、衆法第四五五号)
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律
案(川村維義君外八名提出、衆法第五五五号)
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一一九号)(参議院送付)

都道府県合併特例法案(内閣提出第一四七号)
地方自治に関する件(地方公務員の職員団体等
に関する問題)

○岡崎委員長 これより会議を開きます。

阪上安太郎君外八名提出にかかる地方自治法の
一部を改正する法律案、川村維義君外八名提出に
かかる地方財政法の一部を改正する法律案、及び
同じく地方公務員等共済組合法の一部を改正する
法律案を順次議題とし、提出者より提案理由の説
明を聴取いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律
案

〔本号末尾に掲載〕

○岡崎委員長 重盛寿治君。

○重盛議員 私は、提案者を代表し、ただいま議
題となりました地方自治法の一部を改正する法律
案について、その提案理由を御説明をいたしたい
と存じます。

特別区における自治行政の円滑化をはかるた
め、区長の選任方法を議会による選任制から、住
民による直接公選制に改める必要がある、これが
この法律案を提出する理由であります。

御承知のように、昭和二十二年特別区は市と同
様の権限を有して発足し、以来区政は目ざましく
進展してきたことは御承知のとおりであります。

しかるに昭和二十七年に現行制度のごとく地方自
治法が改正され、区長は都知事の同意を得、区議
会が選任するという制度に改められました。

日本社会党といたしましては、このような地方
自治法の改正では、行政機構の中央集権化を強

め、住民自治の原則にもとるものであるという態
度を、その当時より今日に至るまで一貫してとつ
てまいっております。

改正案が成立して以来十数年を経過いたしました
が、その間に、私たちが指摘したとおり、各種
の欠陥や矛盾が顕著にあらわれてきました。特に
区長選任のために長期間を費やし、区政の渋滞を
生じ、区政運営上重大な悪影響をもたらしている
という事態は、一刻も早く解消させなければなら
ないと考えます。

区の処理する事務は直接住民の日常生活に結び
つくものでありますから、それらの事務を処理す
べき区長は、区民の意思を反映して選ばれ、区民
に対し直接責任を負うべきものでなくてはなりま
せん。そのことにより、区民の意思が直接行政面
に反映し、民主的かつ能率的に遂行されることに
より区民の福祉は増進し、末端行政の円滑化によ
り区民生活の向上は疑いのないところであります。

加えて、昭和三十九年七月の地方自治法の改正
により、区民生活に身近な事務事業の移管が実施
された現在、区民はより強く区長の公選を要望し
ており、東京都知事、都議会、特別区の区長、特
別区の議会もあけて区長の公選制の復活を強く要
望しているところであります。

この際、都民の声を反映し、民主政治の根柢で
ある住民自治の発展を期するため、現行地方自治
法第二百八十一条の二とそれに関連する法規を改
正し、二十七年八月の改正以前の状態に戻し、特
別区の区長の選任を住民の直接選挙によるように
改めることにするというのが、この改正案のねら
いであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨でございます。
何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決くだ
さるようお願いいたします。

○岡崎委員長 秋山徳雄君。

○秋山議員 私には日本社会党を代表し、ただいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

ここ数年來、地方財政はますます悪化してきており、国と地方間の行政や財政の乱れはひどく、国は不十分な財源措置で事業計画を地方に押しつけ、補助金、助成金も単価が低く、当然、国でやるべきもので負担を地方に強いているありさまであります。したがって、それに伴い都道府県と市町村間、または地方公共団体と住民間の財政秩序は、ばく大な税外負担、寄付金等の強制で大きく乱れているのであります。

これら地方公共団体並びにこれらと住民間の財政秩序の適正化をはかり、地方財政のより健全な運営を確保することは、当面の緊急事であります。

これが本法律案の提案の理由であります。次に、本法律案の内容の要旨を御説明申し上げます。

第一は、都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費についてであります。昭和三十九年四月一日から、都道府県が行なう高等学校の施設の建設に要する経費について、これを市町村に負担させることを禁止し、また、住民にその負担を転嫁させてはならないことになりましたが、新たに、現在、過大な税外負担によってまかなわれている都道府県立の高等学校の給与に要する経費及び都道府県立の高等学校の施設の維持及び修繕に要する経費を追加したものであります。小中学校では、すでに数年前より禁止対象になっているこの二項目の措置を高等学校にも適用することは税外負担の解消を前進させる上から当然の措置であろうと考えるのであります。

第二は、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費についてであります。市町村の職員の給与に要する経費及び市町村立の小中学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する経費について

ては、政令により住民負担を禁止せられているところでありますが、この政令への委任を改め法定し、新たに市町村立の小中学校及び中学校の施設の建設事業に要する経費を追加し、税外負担強要の多発現象を解消し、地方財政秩序の健全化をはからんとするものであります。

以上が本法律案を提出する理由並びにその要旨であります。

慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○岡崎委員長 細谷治嘉君。

○細谷議員 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近の急速な経済成長の陰で、わが国の社会保障の水準は相変わらず低い状態に置かれております。さらに物価高を背景として、社会保障の飛躍的な拡充が望まれるところであります。

特に、最近における医療費の急激な増加は、各種共済組合の財政収支を悪化させ、組合員に過重な負担をかける掛け金引き上げを余儀なくさせており、このまま放置するならば医療保険は崩壊の危機に迫り込まれるのであります。また、老後の生活安定のための年金保障制度の確立は、今日、労働者の切実な関心となっているのであります。

このときにあたりまして、国は社会保障の立場から強力な財政措置を講ずる必要があると考えるものであります。

すなわち、まず第一に、組合員の掛け金及びこれに見合う使用主負担の財源だけで運営されている現在の保険主義の原則を改め、大幅な国庫負担の導入により共済組合の社会保障的性格を強める必要があります。イギリスに例をとってみますと、国民保険事業に要する費用の七六％、(国六八％、地方八％)が公費負担であり、国民の生命と健康の管理には巨額の予算が組まれております。いやしくも政府が福祉国家の実現を政治ス

ローガンとする限り、医療保障に対する国の財政的裏づけを強化すべきことは当然であります。

第二は、大幅国庫負担の導入、つまり社会保障主義の拡大をはかりつつ、ばらばらの各種医療保険を高い給付水準で統合し、医療サービスの格差と不均等を是正することであります。政府は、医療保険の中核たる政管健保の保険料率の引き上げなどを実現し、このようにして押し下げた水準で全体の統合調整を強行しようとしております。

われわれは、医療給付水準切り下げの統合調整構想は不当であり、今日必要なことは働く者の医療保障を前進させる高い水準での制度統合であると考えらるものであります。

以上の立場から、特に医療費増高の事態に対処して、さしあたり共済組合短期給付の充実強化をはかるため、この改正案を提出することとした次第でございます。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。地方公務員等共済組合の短期給付に要する費用につき、新たに社会保障の立場から、国庫は二割相当分を負担することとするものであります。これによりまして、地方公務員等共済組合につきましては、国庫としての国二割、使用主としての国五割、組合員三割の負担とすることになったのであります。

なお、この法律案は公布の日から施行することとしたのであります。

以上、この法律案の提案の趣旨及びその内容の概略を申し述べました。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○岡崎委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○岡崎委員長 次に、参議院から送付されました内閣提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及び内閣提出にかかる都道府県合併特例法案を順次議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。大西自治政務次

官。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
都道府県合併特例法案
〔本号末尾に掲載〕

○大西政府委員

ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給制度について、日本赤十字社の救護員の在職期間を恩給公務員期間に通算する等の措置を講ずるため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い、地方公務員の退職年金制度についても同様の措置を講ずる必要があります。このほか、公庫公団職員期間の通算措置に準じて団体共済組合員期間を公務員共済組合員期間に通算する等の措置を講ずる必要があります。これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、以下この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、恩給制度の改正に伴い、日本赤十字社救護員の戦時衛生勤務に服した期間を有する地方公務員について、その期間を組合員期間に通算するとともに、長期在職者の低額年金について、恩給制度の改正措置に準じ、改善する等の措置を講ずることとしております。

第二は、地方公務員共済組合が支給する年金の年額について、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情の変動に応じて改定し得るよう調整規定を設けることとしております。

第三は、地方公務員共済組合の職員である組合員及び地方団体関係職員共済組合の組合員に対する長期給付に要する費用のうち百分の十五に相当する額については、国の職員にかかるものにあつては国が、それ以外のものにあつては地方公共団体が負担することに改めることとしております。

第四は、団体職員共済組合員期間について、公庫公団職員期間の地方公務員共済組合員期間への通算措置に準じ、地方公務員共済組合員期間に通算することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました都道府県合併特例法案について、提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

最近における社会、経済の発展に伴って、都道府県の区域を越える広域にわたる行政の合理的かつ効果的な処理と広域の地方公共団体としての都道府県の能力の充実強化の必要性は、ますます増大しつつあります。政府は、このような情勢に対処するため、さきに地方制度調査会に対し府県の合併に關し諮問し、昨年九月その答申を得たのであります。この法案は、この答申の趣旨に従い、都道府県の自主的な合併が容易に行なわれ得るようにするため、所要の特例措置を定めようとするものであります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、都道府県の自主的な対等合併を期待することを基本の立場とし、都道府県の合併は、自然的、社会的及び経済的に一体的のある区域または将来一体的のある区域として発展する可能性の強い区域であつて、広域にわたる行政を合理的かつ効果的に処理することのできる区域について行なわれ、かつ、合併関係都道府県間の格差の是正に寄与することができるよう配慮されなければならないものとしております。

第二に、都道府県の合併の手續について、地方自治法第六條第一項による現行方式のほかに、関係都道府県の発意に基づく方式として、関係都道府県議会の議決による申請に基づき、内閣総理大臣が国会の議決を経て処分する方法を規定しております。

なお、この場合、関係都道府県の議会の議決

が、半数をこえ、三分の二に満たないときは、当該都道府県の住民の投票に付さなければならぬこととしていたしております。

第三に、都道府県の合併の実施を円滑ならしめるため、国会議員の選挙区、合併都道府県の議会の議員の任期及び定数、職員の身分取り扱い、地方交付税及び地方道路譲与税の額の算定、義務教育費国庫負担法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国の財政措置について、特例を設けることとしていたしております。

第四に、合併都道府県の建設を促進するため、補助金の交付及び地方債についての配慮、公共企業体等の協力について所要の規定を設けるとともに、合併に伴う関連措置として、国の地方行政機関の所管区域、公共的団体の統合整備等についても所要の規定を設けることとしていたしております。

なお、この法律は、特例法たる性格にかんがみ、十年間の限時法とすることとしていたしております。

以上が都道府県合併特例法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○岡崎委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○岡崎委員長 なお、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案は参議院の修正を経た議案でありますので、その修正の趣旨について説明を求めます。参議院議員沢田一精君。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(参議院法律案中間修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十八条」を「第九十九条」に改め、第九十九条の二に改める。

第九條第四項を次のように改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

4 都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。この場合においては、同項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の長(二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合にあつては、当該二以上の市の長が協議して定める市長)」と読み替へるものとする。

第十三條第六項第三号中「又は市長が選挙した組合会の議員」を削る。

第三十條第二項中「市長」を「都市職員共済組合にあつては、市長」に改め、「を含む」を削る。第三十八條第一項中「第九條第九項から第十項まで」を「第九條第八項から第十項まで」に、「第九條第十項」を「第九條第九項」に改める。第七十四條の次に次の一条を加える。

第七十四條の二 この法律による年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第百十五條の見出し中「控除」を「控除等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 組合員が他の組合の組合員となつた場合において、もとの組合に対して支払うべき金額があるときは、もとの組合は、政令で定めるところにより、当該他の組合の組合員の給与支給機関に対して当該金額の徴収を囑託することができる。この場合においては、当該徴収を囑託された金額は、組合員が当該他の組合に対して支払うべき金額に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

第百四十條第一項中「以下「復歸したとき」を「以下この条において「復歸したとき」に、「以下「転出」を、以下この条において「転出」に、「以下「復歸希望職員」を「以下この条において「復歸希望職員」に改める。

第百四十一條第一項中「第百十三條第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一條又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ)」の負担金」とあり、「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」を「第百十三條第二項各号列記以外の部分中、及び地方公共団体」とあるのは「並びに地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「及び組合の負担金」と、同項第一号、第三号及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」に改め、同条に次の二項を加える。

4 地方職員共済組合及び警察共済組合にあつては、第一項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる第百十三條第二項第二号に掲げる費用のうち次条第一項に規定する国の職員に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、国の負担金をもつて充てる。

この場合における第百十六條第一項の規定の適用については、同項中「地方公共団体」とあるのは、「国」とする。

5 第一項、第二項及び前項の規定により国又は地方公共団体が負担すべきこととなる第百十三條第二項第二号に掲げる費用の負担について必要な事項は、政令で定める。

第百四十二條第一項中「(以下「国の職員」という。)(を「(第百四十二條を除き、以下「国の職員」という。に改める。

(団体職員となつた復職希望職員についての特例)

第四百四十四条の二 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き団体職員(第九百九十五条第一項に規定する団体職員をいう。以下この条において同じ。)となるために退職した場合において、その者が、その団体職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き団体共済組合員期間(第九百九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。以下この条において同じ。)を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復職したとき」という。)の第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、その組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復職希望職員」という。)が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復職希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き復職したとき(その後六月以内に退職したときを除く。以下この条において同じ。)は、長期給付に關する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、その復職したときに引き続き団体共済組合員期間は、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、第九百七十四条第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合は、第九百九十二条の規定による積立金のうちその者の当該団体共済組合員期間に係る部分を、政令で定めるところにより、組合に移換しなければならない。

3 前項の規定の適用を受けた者の同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間は、引き続き復職したとき以後においては、第九百七十九条第三項に規定する団体共済組合員でなかつたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、復職希望職員が引き続き復職した場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第九百五十八条の次に次の一条を加える。

(年金額の改定)

第九百五十八条の二 共済会の行なう年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

第九百五十九条の二に次の一項を加える。

2 地方議会議員は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十一条の規定によりその者に係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものとみなす。

第九百七十条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の報告等)

第九百七十条の二 地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方議会議員の異動、報酬等に関し、共済会に報告し、又は文書を提示し、その他共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

第十二条第三節中第二百二条の次に次の二条を加える。

(退職年金及び遺族年金の特例)

第二百二条の二 団体共済組合員期間が十年以上二十年未満である者が退職し、又は退職後業務傷病により死亡した場合(前条において準用する第七十四条に規定する喪失年金を受けることとなり、又は受けていない場合を除く。)において、その者の団体共済組合員期間にその退職前の職員(第二条第一項第一号に規定する職員をいう。)であつた期間又は同職員の(国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。)であつた期間を加えたとすればその期間が二十年以上となるときは、前条において準用する第七十八条第一項又は第九十三条第一項第二号の規定の適用については、その者は団体共済組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。

2 前条において準用する第八十一条から第八十三条までの規定は、前項の者には適用しないものとする。

3 前二項の規定は、退職した時において第七十四条に規定する退職年金、被遺族年金若しくは喪失年金又は国家公務員共済組合法第七十二条第一項に規定する退職年金、被遺族年金若しくは喪失年金を受ける権利を有する者には、適用しないものとする。

4 第一項の規定の適用を受ける者の退職年金については、前条において準用する第七十八条第二項中「給料年額の百分の四十に相当する金額」とあるのは「団体共済組合員期間の年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき給料年額に百分の二をこえない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額」と読み替へるものとする。

5 第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する団体の職員であつた期間の計算は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終るものとし、二以上の期間を合算する場合において、前項の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

(政令への委任)

第二百二条の三 この節に規定するもののほか、前条の規定の適用を受ける者に対する給付に關して必要な事項は、政令で定める。

第二百三十三条第二項中「負担する」を「負担するほか、地方公共団体が負担する」に改め、同条第三項第一号中「百分の五十七・五を」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号を削り、同条に次の二項を加える。

4 第二項の規定により地方公共団体は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合により負担する。

一 給付に要する費用(前項第二号に掲げるものを除く) 百分の十五

二 団体共済組合の事務に要する費用 百分の百

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定による地方公共団体の負担について必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十三号を次のように改め

五十三 国の職員 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。)第七十一条第五号に規定する職員をいう。

第二条第一項第五十五号中「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。)」を「国の施行法」に改め、同条第四項に次の二号を加える。

六 法律第百五十五号附則第四十一条の二

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める規定

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する給付のうち年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第三条の三第二項及び第三項を次のように改める。

2 恩給組合法の適用を受けていた年金条例職員であつた者のうち次に掲げる者として勤務したことがある者については、恩給に關する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合法による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えるものとする。ただし、更新組合員については、その者又はその遺族が恩給組合法の規定による退職料等を受ける権利を有する場合に限る。

一 法律第百五十五号附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員

二 法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員

三 法律第百五十五号附則第四十一条の二第

一 項に規定する救護員
四 前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

3 恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十八第三項において準用する同条第一項の規定に基づき恩給組合条例の規定によりその適用を受けていた者に係る年金条例職員期間に通算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に通算するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第七條第一項第一号ニ中「又は第四十二條」を「、第四十一條の二第二項若しくは第四十二條」に改め、「場合を含む。」の規定の下に「又は政令で定める規定」を加え、同項第三号中「該当するもの」の下に「及び職員に準ずる者として政令で定める者」を加え、「及び国の長期組合員である職員であつた期間」を「、国の長期組合員である職員であつた期間及び政令で定める期間」に改める。

第七條の二を次のように改める。

第七條の二 恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた更新組合員が次に掲げる者として勤務していたものであるときは、恩給に関する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた期間に加えるものとする。

一 法律第五十五号附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員

二 法律第五十五号附則第四十三條の二に規定する外国特殊機関職員

三 法律第五十五号附則第四十一條の二第

一 項に規定する救護員
四 前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

2 恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十八第三項において準用する同条第一項の規定に基づき恩給組合条例の規定によりその適用を受けていた更新組合員に係る年金条例職員期間に通算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に通算するものとする。

3 前三項の規定は、第三條の三第二項又は第三項の規定により恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えられる、又は通算された期間については、適用しない。第十條中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（法律第五十五号附則第四十一條の二第一項に規定する戦地勤務をいう。第百三十一條第二項において同じ。）に服した日本赤十字社の救護員であつた者でその後職員となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第十三條第一項中「当該計算額」の下に「（同項第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるものについては、政令で定める金額を加算した額）を加える。

第十五條中「退職年金を支給するとき」の下に「（当該退職年金を受ける権利を有する者に減額退職年金を支給するときを含む。次条において同じ。）を加える。

第四十四條第二項中「退職年金」の下に「減

額退職年金」を加える。

第五十五條第一項中「第五條の二、第七條の二」を「第七條の二」に改める。

第五十七條第二項中「及び同条」を「同条」に改め、「年月数を含む。」の下に「及び同条第八項の規定により恩給の基礎に算入することとされている加算年の年月数」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項に規定する更新組合員に係る遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、第三十九條、第四十條又は第四十二條の規定により算定した金額が、第五條第二項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）附則第六條の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の例により算定した金額より少ないときは、第三十九條、第四十條及び第四十二條の規定にかかわらず、当該金額を遺族年金の額とする。

第五十七條の次に次の一條を加える。
（施行日以後に恩給の受給権を有することとなる者の取扱）

第五十七條の二 恩給に関する法令の改正により、前条第一項に規定する更新組合員又はその遺族が新たに普通恩給又はこれに基づく扶助料を受ける権利を有することとなつたときは、当該更新組合員は施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利について第五條第二項本文の規定を適用する。

第五十八條中「前条」を「前二條」に、「同条第一項」を「第五十七條第一項」に、「と読み替える」と、前条中「施行日」とあるのは「第五十八條に規定する組合員となつた日」と読み替へる」に改める。

第六十三條第六項中「退職年金若しくは」の下

に「減額退職年金若しくは」を加える。

第六十四條第一項中「第百三十條第二項及び」を削る。

第百二十八條第二項中「及び退職料並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金並びに国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び」を「、退職料、共済法の退職年金若しくは共済法の廃疾年金又は国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは」に、「国の施行法第六條第一項ただし書」を「退職年金条例の通算退職年金、共済法の通算退職年金、国の新法の規定による通算退職年金又は国の施行法第六條第一項ただし書」に改める。

第百三十一條第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員であつた者でその後国の職員等となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間（退職年金の受給資格に関する特例）

第百四十三條の二 新法第二百二條の二第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する職員であつた期間（以下この条においてこれら期間を「第七條期間」という。）を含むものとする。ただし、第七條期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五條第一項の規定により同法第十五條に規定する組合員期間に算入された期間については、この限りではない。

2 新法第二百二條の二第一項の規定は、退職の時において次に掲げる給付を受ける権利を有する者については、適用しないものとする。

一 第二條第一項第十二号に規定する退職料

二 第二條第一項第十六号に規定する共済法の退職年金又は

共済法の廃止年金

三 第二条第一項第四十二号に規定する普通風給

四 第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等の規定による退職年金又は廃止年金

3 新法第二百二条の二第五項の規定は、第七条期間の計算について準用する。

第百四十三条の三第一項中「新法第七十八条の下に」又は新法第二百二条の二を加え、「前条」を「第百四十三条の二」に改める。

第百四十三条の十八中「から第百四十三条の四まで」を「第百四十三条の三、第百四十三条の四」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 次に掲げる規定 昭和四十一年十月一日

イ 第一条中地方公務員等共済組合法第七十
四條、第百五十八條及び第百七十七條の次に
それぞれ一條を加える改正規定並びに同法
第百五十九條の二の改正規定

ロ 第二条中地方公務員等共済組合法の長期
給付等に関する施行法第二条第四項、第三
條、第三條の三、第七條第一項、第七條の
二、第十條、第十三條第一項及び第五十七
條の改正規定（同条第二項の改正規定を除
く。）並びに同法第百三十一條第二項の改正
規定

ハ 附則第五条から第七條まで、及び第九條
、第十條及び
、第十一條までの規定

ニ 第一条中地方公務員等共済組合法第九條、
第十三條第六項、第三十條第二項及び第三十
八條第一項の改正規定 昭和四十一年十二
月一日

三 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給
付等に関する施行法第五十七條第二項の改正
規定及び同条の次に一條を加える改正規定並
びに附則第八條の規定 昭和四十一年一月一
日

(長期実在職者の退職年金等の額の特例)

第十條 昭和四十一年九月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員又は団体共済組合員に係る次の各号に掲げる年金については、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、〇これらの年金年金については、

〇退職年金及び遺族年金については、
の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間のうち実在職した期間が退職年金を受ける最短期間年限に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃止年金 六万円
二 遺族年金 三万円

2 前項の規定による年金の額の改定は、地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合が、受給者の請求を待たずに行なう。

(施行期日) 改正後の法第二百二条の二の規定は、施行期日以前に退職した組合員については、適用しない。

第十二條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正

第十一條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号ニ中「又は第四十二條」を「若しくは第四十二條」に改め、「場合を含む」の規定の下に「又は政令で定める規定」を加える。

第五十一條の二第三項を次のように改める。

3 地方の施行法第七條第一項第三号に規定する職員(地方の職員等を除く。以下この項において同じ。)であつた長期組合員に対する第七條第一項第五号又は第九條第一号の規定の適用については、その者の地方の施行法第七條第一項第三号に規定する職員であつた期間(第七條第一項第五号の規定を適用する場合にあつては、政令で定める期間を除いた期間)は、地方の職員等であつた期間に該当するものとする。

るものとする。

〇沢田参議院議員 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の参議院における修正部分の修正理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、今回の政府原案におきましては、地方公務員共済組合期間と地方団体関係団体職員共済組合期間との、いわゆる公庫公団方式による通算の措置が講ぜられておりますが、団体職員のうちには、団体側からの要請もあつて、地方公務員を退職していかれた方々も多数あることにかんがみ、それらの方々が十年以上もの団体業務に貢献され、しかも地方公務員の在職期間と団体職員の在職期間を合算するとすれば、二十年以上に

なるような場合でありながら、余儀ない事情により再び地方公務員に復帰することなく退職した場合等において、退職一時金の給付のみで年金は給付されないというところは、酷ではないかと思われれるのであります。それゆゑ、このような場合におきましては、団体共済の退職年金制度に特例を設ける必要があると思われるのであります。

第二には、廃止年金の額について最低年額を引き上げることとあります。

次に、そのおもな内容について申し上げます。地方団体関係団体の職員で団体職員共済組合の組合員であつた期間が十年以上二十年未満の者が退職した場合において、その者の団体職員共済組合期間に常勤の公務員としての在職期間を合算すれば、二十年以上となる場合は、恩給、退職料及び共済年金を受けることのできる場合を除き、その者に退職年金を給付することとしたものであります。

この場合に合算される公務員期間は、年金受給のための資格期間として取り扱うこととし、年金額の算定にあつては、団体職員共済組合員の期間のみをもつて基礎とすることとしたしております。

次に、退職年金年限未満の者にかかる廃止年金で六万円未満のものについてはその年額を六万円とすることとしたものであります。

以上が修正の趣旨及びその概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

〇岡崎委員長 以上で修正の趣旨説明は終わりました。

〇岡崎委員長 次に、地方自治に関する件について調査を進めます。

地方公務員の職員団体等に関する問題について質疑の通告がありますので、これを許します。秋山徳雄君。

〇秋山委員 私は、先般米国内においていろいろな角度から、あるいはまたいろいろなところで話題となり、かつまたいろいろな問題を引き起こしております問題、すなわちILO八十七号条約の批准に基づきまして、それに伴う政令のことにつきまして少しばかり質疑を行ないたいと思つてあります。

この政令の実施ということになりますと、いろいろ国会でも問題がございまして、特に国会の終末に近い時期にいろいろ問題をかもしたことは皆さん方御承知のとおりだと思います。これほど問題を起したということについて、一応国民の皆さん方も私たちも、もう一たび考えてみる必要があるのではないかと気がしないわけではございません。元来私は、自分の心持ちをいたしましては、法律で定める場合に、それに伴う政令というものは、いわゆる私どもが政府の行政の面につきましての委任をしたことになりましたので、これらについて深くものを尋ねたりあるいは究明をしたりということは好まない性質であります。しかしながら今度のように、これほど問題を引き起こした以上は、やはりそれに伴つての問題点が数多くあるがためにいろいろ問題が起こつたのではないかと気がするわけでありまして、端的に言つて、労使の関係というものの望ましい形は、やは

り両者がおのの立場を理解し合ひまして、そ
うして許された範囲内においてお互いの態度を考
え、そしてまた各種の置かれておる立場というも
のを理解し合つて、その上に立つていろいろの取
りきめをなして行く、こういうことでなければな
らないと思ふわけでありませう。そのために、少
くも新しい法律ができたり、それに伴う政令が施
行されたりなどいたしたために混乱が起つたとい
うことであらば、これは初めからそういう問題
と取り組まないほうがいいのであつて、今度の場
合には、労使の關係に少しでも問題が起らない
ように両者がお互いに努力し合うべきではない
か、こういう観点に立ちまして質疑を行ないた
いと思ふので、自治省の人におかれましてはこ
の点を十分理解をして、わかりよく御説明をいた
だければ幸いと思ふわけでありませう。

そこで自治省にお尋ねをいたすわけでありませ
うが、先般の制度審議会におきましていろいろなこ
とが考えられて、結局最後には公務員制度審議会
の答申が出されたということでありませうが、聞き
及びますところによりますと、構成メンバーの一
部分であります労働者側の委員が一名も出席をし
ないその中で答申案がつくられたわけでありまし
て、これを基調にした答申がなされたと聞いてお
ります。ところが、この答申に対して自治省はど
ういうふうな心持を持ってこの問題と取り組
み、対処をしていくか、このことにつきましてま
ずお答えを願ひたいと思ふわけでありませう。

○大西政府委員 いまお尋ねのような経緯があつ
たように何々とお尋ねの通りでございますが、公務員制
度審議会令におきまして、審議会は全員の過半数
の出席をもって成立をし、その議事は出席委員の
過半数をもって議決することとされておるもので
ございませう。したがって、政府としましては、
過半数の委員出席のもとに多数の賛成を得て採択
されました答申でございませうので、その答申の成
立には手続上何らの瑕疵がない、こういうふうに
考えておるのでございませう。

○秋山委員 私は法律の解釈の問題を言っている

のじゃなくて、当初申し上げましたように、せつ
かく国際的な条約をいたしまして成立をした、そ
れに伴つての政令を定めるのでありますから、こ
ういふ問題について、なるほど労使は相反する利
害の問題がありますので、多少のことではやむを得な
いと思ひました。でも、できれば全会一致制をもつ
て答申をなさつていただく、こういうことが望ま
しいことだと思ふわけでありませう。したがって、
法律的にはどうでありませうとも、私が言うの
はそういうことじゃなくて、その精神をどうい
ふに受け取つてこれから事に処していくか、こ
ういふことをお尋ね申し上げておるのでございま
して、そういう労働者に対するあたたかい心持
を持つての御答弁を承れば幸いと思ふわけ
です。

○大西政府委員 御指摘のようなことは非常に望
ましいこととございまして、さうあるべきもの
と思ふのでございませうけれども、しかし意見の対
立することはいかなる世界にもあるわけございま
して、その意見の対立するものが最終的にま
まならないときには、そこに手続というものをきめ
まして、その手続によつて事を処していかな
い決定を見ることができないわけでございます。そ
ういふわけで、その手続に従つて今回なされてお
るのでございませうから、政府としてはその答申に
ついて、出てきた答申が手続上瑕疵のない以上
は、これを尊重し、それに従つていかなければな
らないと思ふのでございませう。しかし御指摘のよ
うな、全員が一致をして答申が出ることは望まし
いことであつたと思ふのでございませう。

○秋山委員 これをここでいろいろ議論してあり
ますと時間も非常に必要になつてまいりますので
できるだけ省略をしていかねばならぬと思ひます
ので、この点はここで一応やめたいと思ひます
が、法律を施行する、あるいは政令を施行するに
あたりましては、やむを得ないこともわかりま
せんが、少なくとも私が申し上げましたようなこ
ととつきまして、できるだけその精神をどこ
かに盛つていただいて、これからの事に処してい

ただければ幸いと思ひます。

続いてお尋ねを申し上げたいことは、この中で
問題になつたことはいろいろありますけれども、
まず私たちが考えなければならぬことの問題は、
登録制の問題と同時に、また交渉の問題あるいは
また職員団体についての労働者の組合をつくる原
則的な組合員の資格、こうしたものに集約される
のが常識だろうと思ひます。したがって、ここで
理解しておきたいことは、昭和二十六年ごろでし
たか、府県の人事委員会あるいは国の人事院など
において、管理職といふものはどういふものであ
るといふことを示したことがあるはずでありま
す。それに基づきまして今日までいろいろのこと
ごとが取りまわされてきたといふことは先にな
りしてまいつたのでありますが、これから先にな
りますと、登録、非登録団体といふことになつて
まいりまして、この区別ができるのだといふこと
にも考えられるわけでありませうが、現在の、でき
ている労働組合、職員組合、こうした人たちがい
ろいろなことを考えながら、現在各府県におきま
しては、それぞれの形で両者の話し合いがなされ
つつあるようでございます。したがって、これら
につきましましてお尋ねをいたしますと、自治省のほう
では、政令は出したようなものの、たとえば管理
職についての問題などについて、こういうものが
管理職となり得る要素を持つてゐるとかといふ
うなことで別表が出来ることになつてゐるやうであ
りますが、これらについてもまだ実現がなされて
いない、こういうことであらうかと思ひます。そ
ういふことについて、各府県におきましては、
現在ある労働組合団体と人事委員会との折衝が重
ねられておると思ひますが、そこでかりに両者の
了解事項ができまして、管理職の範囲といふもの
が両者間できめられてきた、こういうことがか
りに起つた場合に、あとで追つかけていく通
達、あるいは別表と申しますか、それらがそれと
合わない場合があることも予想しなければなら
ません。そういうふうなことを考えたときに、自治
省は一体どちらを重点的にとつていかねばならな

いか、こういうことも考えられると思ひます。お
そらく自治省の方々も、こういう事例が起つて
もそれには關係しないので、せつかく両者が話し合
ひがまとまつたならば、それを基調として府県の
人事委員会で条例をつくつていく、こういうこと
ではなからうかと思ひますが、こういうことにつ
いて自治省ではどういふふうに現在お考えになつ
ておられますか、この点もお尋ねを申し上げておき
ます。

○大西政府委員 かなり専門的な問題でございま
す。技術的な問題でもございませうから、まず局長
からお答えをいたさせます。

○佐久間政府委員 管理職員等の範囲の決定で
ございませうが、これは人事委員会または公平委員
会が決定することになつております。しかし、人
事委員会、公平委員会が主観的に判断してきめる
といふものではございませう、職制なり権限の
分配に基づきまして客観的に認定をする、こうい
う筋合いのものでございませう。そこで私もただ
いま検討をいたしておりました、なるべく早く地
方に参考として示したいと思つております。その
基準的な一つのモデルでございまして、それぞれ
の地方公共団体におきましては、具体的状況に
応じましてよく実態を調べた上で人事委員会、公
平委員会が判断を立てることになるわけございま
す。それから、私どもの考えております参考例と現実
に個々の人事委員会、公平委員会におきまして決
定をされますところと本来違ふべき筋のものでは
ないであらう、かように考えております。しか
し、現実問題といたしましては、自治省の通達
が、非常におくれることになりまして、各人事委員
会、公平委員会が先作業を進めて決定をするとい
うようなことも起り得ようかと思ひます。けれど
も、そのようなことの起りませんように、私ど
もとしてはできるだけ早く通達を出すようにした
い、かように考えております。実は内々の案は、
大体成案に近いものを得ておるわけでありませ
うが、国家公務員につきまして人事院の規則が出
ますのがもう少しかかるようございませうので、

やはり国家公務員のほうと地方公務員のほうと歩調を合わせる必要もありますので、いましばらく待つておるような状況でございますが、先生の御心配になるような状態は起こらぬようにできるだけ早く出した、かように考えておる次第でございます。

○秋山委員 府県などになりますと、一等級、二等級、三等級、こうしたものもありまして、またそれと別に部長あるいは課長、係長、あるいは参事、いろいろな名目の職制がいつつけられております。これは最近日本の国で考えねばならぬことかも知れませんが、通俗的なことを使えば、いま世相の一つとして、大学を出なければ人間でないように思っている人もあるわけでありまして、そういうことを基調として考えられたものかどうかわかりませんが、たとえば府県の人々が中央の政府に対していろいろな運動に来る、お願いに来る、あるいはまた市町村の職員が住民と接する場合に、何か主任とか参事とか、そういう何も名前がついておらないただの市の吏員であるとか県の職員であるとかいうことは、なかなか交渉ごとがうまくない、そういうふうなことから上立って設けられた職名というものもあるわけでございます。そういうふうなことを考えたときに、あなた方は現在の立場において、職名によるいわゆる課長なら課長、そういうものをとらえても、これが一等級の課長もあれば二等級の課長もあるはずであります。また地方の出先なんかになりますと、三等級であつてもこれが何かの長の名前がついておる、こうしたこともあるわけでありまして、特にまた小さい出先なんかになりますと、三等級で所長というりっぱな名前を冠したところもあるわけでありまして、そういうふうなことを考えてまいりますと、どの等級で管理職に入れる、入れない、こういうことも考えなければなりません。特にまた、三等級で所長たる人が管理職の中に入つておつて、これが人事異動によつて本庁に転動になったということになりますと、この人は組合員になるといふことが起こつて

てくるわけがあります。そうすると、一年ないし一年半で人事異動が常時行なわれておりますと、ある人はその間管理職になったり、また組合員になったり、また戻つたりなどしていかねければならぬ、こういう不便が起こつてくるのじゃないかと思ひますが、これらについて、どういふことでこの解決を求めるか、こういうことについてお尋ねを申し上げておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 管理職員の範囲をきめるにあたりましては、管理監督の地位にあるかどうか、こういうことが判断の基準になるわけでございます。給与上の一等級、二等級、三等級という等級は、これは直接は管理監督の地位にあるかどうかというところは関係なしに、給与政策の観点からきめられた等級でございます。そこで、いま先生の御指摘になりましたように、たとえば出先の機関の課長、所長というよりな者が、本庁に帰りました場合には係長になつてしまふというよりな事例も起こるわけでございますが、これは管理職員をきめます場合の観点で、労働関係と申しますか、人事管理上の権限を持っていますかどうか、人事関係、労働関係につきまして管理もしくは監督の地位にあるかどうかという観点からきめることになりまして、出先の長あるいは課長になつております者が、給与上の等級から申しますと本庁の係長に相当するよりな場合がございまして、出先の機関の長としては、これは職員の労働関係について管理もしくは監督の地位に立つわけでございますから、これは管理職員に入れなければいかぬ、かようなふうに考える次第でございます。その場合、一体労働関係について管理もしくは監督の地位に立つかどうかにつきましては、先ほど申し上げましたように職制なり権限の分配なり、これは御承知のように地方団体の内部で規則等によつていろいろきめてあるわけでありまして、から、そういうものを人事委員会が客観的に検討いたしました上で判断することになるわけでございます。その結果、御指摘のように、出先の機関におりますときには管理職になつておつたのが、

本庁に戻つてきた場合に管理職員でなくなる、こういうような事例が多少出ることもあろうかと思ひますが、それは今回の管理職員を決定いたしました趣旨が、俸給表上の等級とは違つた観点からなされるわけでございますので、これはやむを得ないことである、かように考えておる次第でございます。

○秋山委員 これは理屈を言うわけじゃないのですけれども、実際は非常にむずかしい点だらうと思ひます。そして考え方にありますと、これがまた人によつては、管理職という名前が非常に得がたいもののように考えている人もあるわけでありまして。そういう人から見れば、一たん管理職になつた者が今度は管理職ではなくなつたといふことになりまして、かなり気分の上ではさびしさを感ずるということもありがちなではないか。もちろんそういう人ばかりではありませんが、もしも、もしもそうだといたしますと、そういう人は、これからの仕事に対する意欲というものがかなり違ひが出てくるのじゃないか、こういう気もしないわけではございません。もしもそういうことが考えられるならば、これは能率上非常に残念なことだと思ひます。しかも、今度は人事権に対する問題になりますけれども、出先の人たちがたゞ序列をつけた番号をふつたりなどして内申する内申権と、これを實際活用していくための上に立つた責任を持つた内申権と、あるいはまたこれを取捨選択して立派な人、こういうところとはかなり大きな違ひがあるはずなんです。そういうところも考えなければならぬのではないかと気がいたします。あるいはまた、ところによつては、職名はどうか知らぬけれども、運転手室なら運転手室というものが県庁なんかにはあります。そうすると、その車庫長などというものもあるわけですが、だから、これもやはり考えてみれば、仲間の内申をする場合もあるわけですね。これらもやはり緻密な人からいへば管理職なんだといふことになるかもしれない。この程度の者は管理職ではないのだといふ見解も持てるわけです。そういう

うことを考えていくと、これはいろいろ問題があるわけですね。そしてまた大きな県になりますと、いま言つたように車庫長もあれば、それからまた車を運行するための配置をする人もいるわけですね。これらの区別というものが非常にむずかしいことになってくるとは思ひます。こういうことになりまして、自治省のほうでも完全に把握し切れないのじゃないかという気がするわけですね。そういうことを考えていくと、やはり大まかなところまで、たとえば二等級のうち人事を扱うところまでとか何とかいう言い回しでこれを考えていかないと、職制あるいは職名で指示通達をしていくということになりますと、かなり解釈の面や運用の面で混乱が起るのじゃないか、こういう気もするわけですが、こういうことをお考えになつたことがあります。

○佐久間政府委員 ただいま御指摘になりましたようなボーダーラインのケースと申しますか、こういうものが、實際問題といたしまして、地方の人事委員会が決定をいたします場合に問題になる点であらうかと思ひます。私どもの参考例の案を検討いたします過程におきまして、たとえば自治労の諸君の意見も参考にいろいろ伺ひましたが、それらのときにも、御意見のありますところは、そうしたボーダーラインのところをどう考えるかという問題でございます。そこで、これは最終的に人事委員会、公平委員会が、よく職制なり権限の分配の實體を検討した上で決定をすべきものであつて、ただ職名だけどもつてやるというよりなことは、これは適当でないと思つております。私ども、ただ職名にかかわらずその職務の實體をよく検討するようにむろん指導をいたすつもりであります。したがつて、たとえば県庁の課長補佐にいたしましたも、同じ課長補佐が数名一つの課におりますよりな場合には、その課長補佐の中で人事関係について権限を持っている者、それから人事関係について全く権限のない者という場合があらうかと思ひます。そういう場合には、給料の点では同じであります。そういう場合に

理職の決定にあたりましては、人事関係について全然権限のない、ほかの仕事だけをまわらば所掌しておるような課長補佐であれば、これは同じ課長補佐でも管理職には入らない、かような決定をすべきものだと考えております。

それから、車庫長の例をおあげになりましたが、これは運転手が数名おります場合に、その中の一番上席の者が程度職務上の監督をするのが通常のようでありまして、これもある程度の部下を持つて職務上の監督をするといつても、いわゆる係長というより程度のものであるか、課長というより程度のものであるか、おのずからその権限の内容に違ひがあるかと思ひます。そういう点から考えてみますと、通常の場合、車庫長というより名前がついておられても、それがこゝでいう管理職というよりなることはまずまずないのじゃないか、こんなふうな考えもいたしております。

いずれにいたしましても、おあげになりましたようなボーダーラインのケースについては、人事委員会、公平委員会が慎重に実態について検討した上で決定すべきものだ、かような考え方を保持して指導に当たりたいと思ひます。

○秋山委員 ボーダーラインということばが出たのですけれども、そういうこまかいところはやはり府県にまかしておいて、自治省では大まかなところを考へるべきじゃないかという気が私はするわけです。

そこで、先ほども話題に出しましたように、少なくとも昔の古い觀念でいけば、等級というものはかなり大きなウエイトにもなるわけですね。ですから、原則として二等級以上の者について、人事を行なう、すなわち部課なら部課における人事担当をしているところ、いわゆる俗っぽいことばでいえば庶務課のような、あるいは庶務係のようなものでしょう、こうしたものに限つていくということのほうは私はきめ方はいいのじゃないかと思ひます。あと、こまかいところは、実態をよく知つた、あなたの答弁にもありましたように、人

事委員会にまかせていくべきじゃないかという考へ方が私はいよいよ気がします。もつとずるく考へるならば、もう少しおくれれば、各府県で職員団体と人事委員会とがかなり折衝を續けていて大まかな線が出てくるのですから、それが出たところに、方々の状態を自治省が知つて、それから大綱的なものを出していくといういき方もあるわけですね。だから私は、そういうことも考慮のうちにに入れていくのがかなりこの策じやないかという気もするわけですよ。ということとは、さつきから何回も言つてゐるやうに、せつかくこの労働者の基本権益を決定する段階にきておるのですし、また、国際法上の問題もいろいろ出てくるでしようし、これを兩者がいろいろ各国の事例や何かを持ち合つてということもやられておるでしようし、あるいはまた、現在行なつてゐる慣例、これはもう新しく法律ができたつて、慣例法は一番強いことは明らかなんですから、こうしたものをやつぱり認めていかなければならぬ。新たにそれを取り上げていくということになりますと、ここに大きな問題がまた各所で起つてくるやうなことも考へなければならぬと思ひます。

うことの上に立つたときに、やはり自治省では全国的な配慮をしなければならぬのですから、府県においてはいま申し上げましたやうなことを加味をしていただいて、そして二等級について人事を扱う部門というふうなことでやつていただければ、私はかえつてうまい結果が出てくるのじゃないかという気がします。同時にまた、市町村の問題になれば、これはまた府県で人事委員会や条例できめたものを基調にして市町村がそれぞれ考へていく、また、それをもつて公平委員会が取り上げて決定していくのだというところにもなるやうかと思ひます。そういうことをいろいろ考慮に入れた上で、できるだけ全国の各地で問題が起らないやうに指導していただければよい結果があらわれるのじゃないか、こういう気がいたします。

ただ、もう一言、それらを加味した御答弁をいただければ幸いです。

○佐久間政府委員 先生のおっしゃいますお氣持ちもよく理解ができるのでございますが、ただ、實際問題といたしますと、すでに労働組合法の二条に基づきまして、同じ公務員でも公共企業体なり地方公共企業体につきましては、もう管理職の範囲というものが告示その他でまづおるわけでございます。今回、一般職員の場合につきましても大体それらの例を参考にいたしてまいつておるわけでございます。そういうことからいたしますと、この一つの基準となるやうなサンプルをつくるといふこともそれほどむずかしいことではないやうにも思ひます。しかたがた全国の人事委員会、公平委員会等からは、昨年、今回の改正法が国会で成立しました以後、やがては自分たちがこの問題を決定しなければならぬ立場にあるといふことで非常に関心を持たれて、それぞれ研究をやつてきておられます。私も、そういう席上に担当官も出まして一緒にいろいろ検討をいたしました。それからまた、先生も御承知のやうに、自治労などにおきましてもこの問題についていろいろ御研究になつてきておられます。

そこで、今回の法律が施行になるというところになりまして、私どもとしては、われわれが従来検討してきたものと、人事委員会、公平委員会の連合会が研究されてきておるもの、それからまた職員団体側でいろいろ検討されてきておるもの、また国の人事院が作業をしておるもの、考え方というやうなものも総合いたしまして、できるだけ妥当性のあるものをつくりたいという考へ方で検討してまいつてきておりますので、まあ私どももたまたま地方に参考を示そうと思つておりますサンプルも大体御了解いただけるものと信じておるわけでございます。もちろん先生の御心配になりますやうに、各団体によつて組織もまちまちでございますし、特に出先機関などになりますと規模その他も区々でございますので、そういう点につきましては、こちらでそうこまかいことを縛るといふことなく、地方の人事委員会、公

平委員会でもよく実情を調べて慎重にきめるべきだといふ抽象的な指導をするつもりでおるわけでございます。

○秋山委員 管理職の問題につきましては、いま答弁の中にありましたやうに、それぞれ各団体と相談を合つてなるべく問題の起らないやうに努力を払つていただきたいことを希望申し上げておきます。

次に、今度は登録制の問題がいろいろやかましくなつてくるし、交渉の問題が出てくると思ひます。したがつて、非登録の職員団体や労働者団体が当局に交渉を申し入れてきたときなどにつきましては、答申にあるやうに、實際上合理的な理由がない限り恣意的に当局がその求めを拒んではいけないといふことよりすけれども、これらにつきましてもやはり運用の妙を得ていかないと、いろいろ問題が起つてくるのじゃないかと思ひますので、これらについて現在お考へになつていくことについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○佐久間政府委員 登録を受けた職員団体につきましては、御承知のやうに、今回の改正法におきましては、職員団体から適法な交渉の申し入れがあつた場合にはその申し入れに当局が応ずべき地位に立つといふことを非常に明確に規定いたしました。登録を受けてない職員団体につきましては規定はございせんけれども、これも国会審議の過程におきまして政府側から見解を明らかに申し上げたところでございますが、登録を受けてない職員団体につきましても交渉能力はあるのだ、したがつて、職員の勤務条件の維持改善のために望ましいと判断する場合には交渉に依つていくのだ、こういう趣旨のことを明らかにしてまいつた次第でございます。

なお、今回の公務員制度審議会の答申におきまして、運用上の留意事項といたしまして、「合理的な理由がない限り、恣意的に当局がその求めを拒むべきでない」といふやうな御注意もありますので、私どももいたしまして、それら

の趣旨も十分体して運用に当たってまいりたい、かように考えている次第でございます。

○秋山委員 また、答申をだんだん見えていきますと、「職員団体の登録の切換えにあたっては無用の混乱を生じないように配慮すること」こういうことがありますが、労働組合の立場からいいますと、組合によって大会の日時がみな違っているわけですね。そういうことを考えてまいりますと、猶予期間三ヶ月をこしてもなお登録ができないというふうなことも出てくるのじゃないかと思いますが、これらについて、いろいろ問題はたくさんありますが、これらについて、いろいろ問題を決定していく場合が出てきますね。こういうことを考えたときに、きちようめに三月たつたということでは、きちよう切つたり何かされると、非常に問題が起つてくるおそれがあるわけです。そういうことも考えていったときに、当局側としてどういう態度でこれらに接したらいいのか、どういう指導をしたらいいのかということが出てくるのじゃないかと思いますが、これらについてのお考えをお尋ねしておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 三ヶ月以内に登録の切りかえをいたさなければならぬことは法律に規定されておるところでございますので、この期間内に登録の切りかえをやつてまいりたいと思つております。ただ、御指摘になりましたように、無用の混乱を生じないように配慮しろという審議会の答申の趣旨もございまして、その点につきましても、私どもとしては十分心得てまいりたいと思つております。現にこの問題につきましても、関係の職員団体の連合会のほうから、それぞれ具体的な問題を持って私どものほうに御相談に見えております。私どもとしても、ただ法律の規定をたてにとつて重箱のすみをにつくようなことで無用の混乱を生ずるような態度はとらずに、良識をもつて事に処してまいりたい、そういう心組みでおるわけでございます。

○秋山委員 特に在籍専従なんかの場合には、大会で決定をして給与その他もきめていくわけでは、期間も当然大会がきめていくわけですね。そういうことになった場合に、当局でもある程度その期間を認めていかなければならぬ。あるいはまたそういうことが起つた場合に、当局は黙認をするとか、いろいろ関係が出てくるんじゃないかと思ひます。そうではないと、専従期間に空席ができてしまつて、組合の仕事に差し支わりの出てくるということも聞かされてくるんじゃないかという感じがしますが、これらについての指導方針はどういうふうになるつもりですか。

○佐久間政府委員 私のほうから黙認をするんだというのを申し上げるわけにはまいりませんけれども、そういうことの必要が起りませんように、登録の切りかえについては十分配慮をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○秋山委員 次に、答申の中には、やはり同じようなことでもありましようけれども、若干の非職員がその組合の中に入っている。たとえば、一般職員の組合の中に水道職員が二、三名入っているとかいうことも全然ないとは限らないわけですが、こうしたときに登録ができないということが出てくる場合もあるわけですが、これも厳格にきちんきちんとやれば、いろいろな議論も起らないと限りません。当分の間はそういうことが聞かれないで済むんじゃないかという感じがいたします。これらについては当局側では、いまの御答申をいたしたのと同じように、公式では何とも言えないけれども、何とか配慮しなければならぬということが考えられてくるんじゃないかと思ひますが、それらについてはどうお考えになりますか。

○佐久間政府委員 簡易水道の職員が少数職員団体に混入しているようなケースがいろいろあることは、私どもも承つております。この問題については、法律の規定から申しますと、これは労働組合をつくるべきであつて、職員団体にこれが加入することはできないたてまえになっております。ただ、この法律のたてまえそのものがどうかという御意見もあるようでございます。私は、この問題

については立法的に検討してもいい問題ではなからうか、かようにも考えておるわけでございます。いずれにいたしましても、そういうような今後の改善の方途については、引き続き公務員制度審議会などにおいても御検討を願つてしかるべき問題じゃなからうか。この点については、むろん、厳格に申しますと、いいと言ひわけにはまいりませんけれども、お互いに改善の方途を検討し合うという方向で、この問題についての実際上の取り扱いについてはなおよく研究してまいりたいと思ひます。

○岡崎委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 まずお尋ねしたい点は、自治省行政局長名で、各都道府県知事に六月二十一日付で、地方公務員法の一部を改正する法律の施行についてという通達が出ておるようでありますが、そのとおりですか。

○佐久間政府委員 そのとおりでございます。

○細谷委員 この通達ですべてが尽くされておるにあつたの参考例でございますが、これにつきましては、先ほど秋山委員の御質問に對しましてもお答え申し上げましたように、今回の通達からははずれております。この点については、なお国家公務員について決定される状況ともならみ合はした上で追つて通達を出したい、かように考えております。

○細谷委員 この通達を見ますと、昨年出された自治事務次官名の通達をもとにいたしました、いろいろなものが出ておるものであります。管理職員の範囲、これは今度の政令の重要な部分です。しかも、公務員制度審議会が空中分解したといわれるのはここにあつたわけですね。その重要なものをどうして一緒に出さなかつたのか。一番大切な基準を示さぬで、これをばんと流したのはいくらうわけですか、おかしいですよ。そして、たとえば職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例案なんというものは早々と示して、一番

大切な、公務員制度審議会が一番問題になり、しかも労働者代表が総退場の中で答申という名をのきめた問題はここにあつた。その基準を示さぬで通達を出したのはどういふことですか、これはおかしいでしょう。

○佐久間政府委員 管理職員の範囲の参考例も、実は一緒に通達を出したいと思つて準備もいたしておつたわけでございます。ただ、管理職員の範囲の中には、御承知のように国家公務員の例に準じて定めるといふふうに法律にうたわれておる職種もございまして、それでないものにつきましても、国家公務員についてのきまりぐあいも十分参考にした上で出すべきものであるということ、私どもとしては、そういう事情がございましたので、今回の通達からは切り離しまして、追つて通知するというこにいたしましたわけでございます。

○細谷委員 国家公務員との関連でこの問題がわかれたということですが、さういふような措置をとつたことはまことに遺憾だと思ひます。一番重要な問題について、これについてはあと規則だ、後ほど送付するから、その他のものについては全部きちんとしてという。その他のものはきちんとなるなら、これもきちんとして出すべきですよ。まとめて出すべきですよ。これだけ出したことについては、私はどうも意図があるのじゃないかと思ひます。まことに遺憾なことだと思ひます。

それでお尋ねしますが、管理職員の範囲を定める規則の参考例というものが先ほど質問にありましたけれども、一体どういふことを考えているのですか、ポイントをここで言つてください。

○佐久間政府委員 ただいま検討いたしております案の要点を申し上げますと、都道府県、市町村につきましても、基準的な、標準的な機関と職につくまして示したものでございます。府県の本庁について申し上げますと、知事部局におきましては、部長、次長、課長、課長補佐というふうなものをまず示しております。課長補佐については、数名ある場合においては、それが労働関係に

関する事務以外の事務をもつてやらせておるといふような者は除かれる、というような注釈をつけるようにいたしております。それから係長以下のものでございましては、いわゆる機密の事務と申しますか、それも含めまして、秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、庁中取り締まり等の担当の係長というよりな者でございまして、あるいはまた、人事、給与、服務担当、職員団体担当の者については担当の主事、場合によって主事補もこれに入れるというような案を考えてやっております。それから守衛につきましては、いろいろ御意見もございましたので、これは一般の守衛は管理職に入れない。しかし、実質的には職員の取り締まりというよりな権能を持った者だけに限るといふようなことを考えております。

それからそのほか、各行政委員会がございまして、行政委員会につきましては、ただいま申し上げましたと同様な考え方で考えております。

それから出先機関でございまして、出先機関についての標準的な機関を列挙いたしまして、所長、次長、課長というものを例示しておりますが、ただ、出先機関の中には規模の小さいものがございまして、非常に小さいものについてはこれを落とすというように検討いたしておりますが、そうじゃないものについても、課長というものが、先ほど御指摘になりましたように、職務の実態、権限の実態もいろいろ違う点もございまして、その職務が労働関係に関する事務以外の事務にもつてあるというものは除くという趣旨をつけようと考えております。

それから市につきましては、これも規模がまちまちであります。大体標準的な市の場合におきまして、市の本庁においては部長、課長は管理職になる。そのほかの係長以下のものでございましては、先ほど府県の本庁について申し上げましたように、特定の事務については係長以下のもので入るといふことにいたしております。

それから出先の場合でございますが、市になりますと出先もまちまちでございまして、出先の

所長とか館長というものは一応管理職に入るといふふうに考えておりますけれども、なお、その権限が労働関係について全然ないというよりなもののについてはこれは除くというよりな考え方をいたしております。町村につきましても大体これらに準ずるといふように考えております。

○細谷委員 いま管理職の範囲について行政局から大体答弁があったのですが、六月十四日の新聞にこういふことが書いてあるのです。「守衛も管理職に」ということで、記事の中に、「自治省の指導では、地方自治体職員のうち課長補佐まで、また、経営管理事務に関係しているタイピスト、守衛なども管理職の範囲に含める方針だ」、それから昨年、自治次官の名前で出された管理職の範囲というところに関連して、これは人事委員会なり公平委員会の規則で定めるところであります。

が、特に文部省の関係になるわけでありまして、でも、「公立学校の職員に係る管理職員等の範囲は、国立学校の職員の例に準じて人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるもの」、こういふふうになつておるのです。この文章は、あなた方、実態を知つておるのでしょうか。守衛は管理職か、何の管理をやつておるのですか。タイピストが何の管理をやつておるのですか。管理職というのを適当に解釈している、私はそう思うのです。新聞に自治大臣はこう言つておるのだ。

職員団体との交渉には当局側は代表者を置くことができるが、この代表者には反動的でない人、つまり人を置くように指導してほしい、こう自治大臣は言つておるのです。ところが、やつておる人はどうも反動的だとか考えられないようなことばかりやつておるじゃないですか。守衛が管理職なのか、タイピストが管理職なのか、納得できるようににはつきり言つてくたさい。

○佐久間政府委員 その新聞の記事につきましては、私も正確には存じませんが、タイピストについては管理職とは考えておりません。それは、いろいろ検討の段階においてどうなるのかというより

な話が出たことはあろうかと思ひますが、私どものほうでは、現在、タイピストを管理職だといふふうには考えておりません。

それから守衛につきましては、これは三公社の何などを見ましても、守衛も管理職にいたしておりますので、これをどうするかというところにつきましては、最近まで検討の対象にいたしておりました。しかし、地方団体の実情を見ますと、守衛が管理職になるという場合は非常に少ないのじゃないか。なる場合と申しますのは、この守衛が単なる門番ということではなくて、職員の服務の取り締まりの権限を持つておるというよりな場合でありまして、しかも、それらの場合についても、それは多数おる守衛の中の守衛長だけを考へていったらいいのじゃないか、かようなふうに思つておるわけでございます。

○細谷委員 守衛長ということにしようと思ひますが、守衛とかタイピストというものを管理職に——これは新聞に書いてあるのですから、新聞のことは私も責任を負えないと言ふでしょうが、火のないところに煙は立たぬといふたとえがあるのです。あなた方は考へておるのでしょうか。

もう一つお尋ねしますが、国立学校の職員の例に準じて、人事委員会規則、または公平委員会規則で定める——東京教育大学には付属の中学校や小学校があるが、その校長さんはだれがやつておるのですか。

○佐久間政府委員 学校の問題につきましては、実はこれは教育公務員特例法の関係でございまして、私のほうは主管でございせんので、実は研究をいたしております。

○細谷委員 関係ないなら、何で自治次官通達にあるのですか。あるから私は言つておるのです。最初から文部大臣の関係だと言つておる。自治次官通達の中にはつきり書いてあるから私は言つておるのだ。関係ないなんて言わせませんよ。それなら消しなさい。

○佐久間政府委員 これは地方公務員法の一部を

改正する法律の中に織り込まれておりますし、教育公務員も地方公務員全体の中の一種類でございまして、これは事務次官の通達におきまして地方公務員法の改正全体について連絡をいたしたものでございまして、その中に触れておいたわけでございます。その意味において私どももむろん関係はございまして、しかし地方公務員法の特例法として教育公務員特例法がございまして、その中で公立学校の管理職員の範囲について、国立学校の職員の例に準じて定めると、こうなつておりますので、具体的に国立学校の職員の例がどう定められておるべきであるか、あるいはまた国立学校の職員の例がどう定められた場合に公立学校の職員の例がどう考へるべきかという内容のことにつきましては、文部省が主管官庁でございまして、もつぱら文部省のほうの御検討をお願いいたしておりました。私どももいまお尋ねをいたしておりましたので、別段調査、研究をいたしておりましたので、お答え申し上げます。

○細谷委員 まだ納得できない。私もそれを知つておるのだ。公立学校の先生といふのは地方公務員であることは間違いない。しかし特例法によつて自治省の管轄でないことも知つておる。自治次官の通達にわざわざこう書いてあるのですから、関係ないとは言わせなさい。教育行政については都道府県教育委員会が持つておるのです。それを都道府県知事にやつた通達に書いてあるから、私は質問しているのです。関係ないならこの字句は削つたらいいじゃないか。わざわざ人の権限を侵すような通達を次官名で出す必要はないでしよう。あなたはあつさり、私は知りません、文部省に一切まかしてあるのだからといって、それなら人の領分にちよつかいをかけないほうがいいでしよう。はつきりしてください。

○佐久間政府委員 全然関係がないということを申ししたとすれば、それは言い過ぎであります。むろん広い意味で地方公務員の一種類でございまして、地方公務員全体の問題については私ども

が所掌もいたしておりますから、その意味でむしろ関係はあるわけでございますが、自治事務次官の通達、地方公務員法の一部を改正する法律について全般的に改正事項を地方団体に連絡をいたしましたものでございまして、したがって、同じ法律の中に触れられております公立学校の職員の問題につきましても触れたわけでございます。特に人事委員会規則、公平委員会規則で定めるについても、人事委員会規則、公平委員会規則が独自の判断で定めるのじゃなくて、国立学校の職員の例に準じてやらなければならぬ、こういう法律の趣旨もやはり一応連絡をしておく必要があるというふうなこともございまして、入れたわけでございまして。したがって、この制度の問題として、文部省が第一義の役所でありましても、第二義的と申しますか、地方公務員全体を見ておる立場においてこれはむしろ関係はいたしております。困心も持つておるわけでございまして。ただ、お尋ねのような具体的な内容については全然検討いたしておりませんので、この点についてはお答えいたしかねる次第でございまして。

○細谷委員 この問題については、もうこれ以上私は申し上げませんが、はつきりしておきたい。あなたは地方公務員関係のものは、特に公立学校の教職員については関係はない、二義的なんだ、主管は文部省にあるのだ、こういうふうにして逃げてるのであります。二義的かどうか知りませんが、とにかく地方公務員の全体を統括すべき責任は、自治省、あなたが持つておるのであります。それは最初答えておったでしょう。二義的じゃないですよ。総合調整的な立場にあるのだ。そうじゃないですか。総合調整的な立場であって、精神は二義的じゃないですよ。だからこの字句を書いているのでしょ。書いてあるなら、この精神がどういふものかあなたは答弁できないはずじゃないですよ。これは文部省が勝手に私は知りませんなんて言うなら、この字句は除いてもらわなければならぬ。しかしいまのことは

はそうじゃない。総合調整的な立場にある、それを二義的ということで表現しておるのですが、総合調整的な立場にあるのですから、一体この精神はどういふものか。私が言いたいことは、こういう簡単な字句でありますといふ出先で混乱が起る。しかも国立大学にある国立学校の小学校、中学校といふのは、おそらく学長がやっているのだ。大学の学長なり、総長といふのは何人かしかがおりまされども、それがやっているのです。主事か何かが校長的な立場をとっているのです。あるいは主事補といふのがあってもいいかもしれません。市町村立の小中学校とは全く形態が違います。それを準ずるなんというこぼだけで、常識的に混乱がないようにやれというお気持ちでしよ。けれども、これはおかしいと思ふのです。しかも自治次官の通達がある。あなたのほうは二義的というけれども、腹の中では総合調整的な立場にあるといふことをおっしゃっているのですから、いろいろ誤解を抱かせないような、混乱を起さないような通達をすべきだと思ふから申し上げている。この自治次官の通達に基づいてあなたの通達が出ているのです。あつちこちみんなそれを土台にして引用しているでしよ。どつちなのか、はつきりしてください。総合調整的なのか、二義的なのか、総合調整的であるならこの精神はどういふことなのか、答えてください。

○佐久間政府委員 総合調整と申しますとこれはまたむずかしいことになると思ふますが、地方公務員法では、教育公務員につきましても一応適用があるわけでございまして。ただ、その中で教育公務員でありますけれども、特例を設ける必要のある問題につきましても、教育公務員特例法で特例をきめておる。したがって、その特例に関する部分につきましても文部省が所管をいたしておる。しかしその教育公務員についてどういふ特例を認めるということ、一般の職員について一般の規定でいくということについては、これは関係のある問題でございまして、そこで特例を設けることがいかにどうかというふうな問題になりますと、私

どもが当然文部省にも意見を申し、いろいろ折衝もするという関係にあるわけでございまして。さらに特例のないそのほかの一般的な問題につきましては、教育公務員に関する部分につきましても私どもとしてこれまで関係があるといふことは、これは申すまでもないことでございまして。まあ総合調整といふ強いことは別段私、法律上なからうと思ひますが、いま申しましたような関係ではむしろ関係があるわけでございまして。

そこで、お尋ねの自治次官の通達、これは昨年地方公務員法の一部を改正する法律が成立をいたしました直後に、この法律につきましてもごく概略の事項を、ごく簡単な趣旨を説明をして地方公共団体に連絡をいたしましたものでございまして、これはこの法律に含まれております問題につきましても一通りみな触れて連絡をいたしておるわけでございまして。今回私の名前を出しましたものは、いわゆるたな上げになっておりましたものが施行になりましたので、その施行に際しまして、特に注意をしてほしいと思ふような事項についてだけ取り上げて連絡をいたしたものでございまして。この中で、管理職員等の範囲の問題が先生のお触れになっておる問題でございまして、この中で当然公立学校の教員についてどういふものが管理職員になるかといふことは、追つて地方に連絡をすべきものかと思ふのでございまして、その点につきましても法律が国立学校の例に準じてというところになっておりますので、国家公務員についての人事院の決定を待たなければならぬ事情にあるわけでございまして、現在なおそれがどのようになつておるかといふことについては、私どもはまだ聞いていないわけでございまして。むしろそのことがきまりましたならば、これは文部省のほうから地方に連絡がなされることと思ひますし、さらにまたおっしゃいますように、地方公務員の中の一種類だということになりますれば、あるいは私どものほうで示す中にも、文部省がきめられたものを受けてこちらのほうからも連絡をするというところも考えられぬことではないと思ひます

が、その辺はまだ相談をいたしていない次第でございまして。重ねて申し上げますが、昨年自治次官の名前で出しましたものは、一応成立しました法律の全体についてその趣旨の概略を連絡するといふことで連絡をいたしたものでございまして、別段他意があるわけではございません。

○細谷委員 これは責任の持てる範囲の通達を私は出すべきだと思ふのです。あなたが、私の関知したことじゃないなんて言うからかどが立つのだ。ですから責任ある通達を出していただかなければいかぬ、こういうことを私は申し上げておるわけですね。地方団体は、へたするとこの事項を逆用する心配もあるわけですね。というのには、私が心配しているのはどういふことかといふと、ILOは政府原案どおり何でもかんでも通してござい、こう主張しているのが地方団体側の多くの団体ですよ。労働者側は困るのだ、既得権もあるのだといふことで対立している。そうしますと、あなた方が善意で書いた字句すらもどうなるかわからない。わからないといふことは、困難が起ることといふことです。ですから私は申し上げているのです。委員長、いま説明をいただいたのは素案としてどうもプリントを持っていくよりですから、それを資料として委員会に出していただきたい。よろしいですか。

そこで、あなたからいま御答弁いただいたようなことになりましたと、先ほど秋山委員からも質問があつたのでありますけれども、私はこの点は多くは触れませんが、町村あたりについて、八十人か九十人ぐらいのところになりますと、たぐさん課長がおるのです。町村の小さなところになりますと、課長という名前がついておりますが、課長なんて権限を持つておらぬですよ。補佐もおるところがある。村長、助役、庶務課長、税務課長、ずつと係長もおる。管理職らしい管理職じゃない人が、全く実権を持つていない人が非組合員になつてしまふのです。半分ぐらいになつてしまふ。そういうことが起こりますよ。実例を私は持っているのです。それでよろしいと思ひます

か。自治体はあなたの方の言うことをそのままにも受けて立つのです。それが正常な姿でしょう。か、お尋ねします。

○佐久間政府委員　まあ課長が多い少ない、これは町村長が自主的にきめることでございますから、あらうと思ひます。ただ、いやくも課制をとつておきます以上、課長というものは課員に對しまして、いわゆる労働関係について管理もしくは監督の地位にあるというふうな考えをするのが通常の常識であらうと思ひます。したがって、いままで、私どものいま検討いたしておりました参考例の試案といしましては、町村の場合におきましては——本庁の課長は管理職になるといふ考へ方できておるわけでございますが、むろん出先のほうになりますと、先ほど申しましたように、町村あたりになりますと、所長というふうなものでもあつても、お話しのように、人事関係について直接本庁でやつておつて、何ら権限がないというものもあらうと思ひます。わざわざ注釈もつけて、これは実態をよく検討してやれというふうな指導をするつもりでおります。

○細谷委員　県の場合ですと本庁と出先、出先にもいろいろある。それから市、市にも五百六十七、八あるのだからいろいろある。大阪市をはじめとして二万二百人の市であるんです。御存じでしょう。市でもいろいろあるのです。それに町があり村があるのです。私もある市の市長をやつた経験があるのですが、私は社会黨員なんです、まあ労働者というものが健全に育つてもらいたいという立場に立つております。しかし、団体交渉等やつてみますと、いじめられた場合には、私だつてそういう経験を通じてやつたことはある。ひとつこれは自分の味方のほうをよけいにして、ひとなかというところで、課長補佐をつくたというところもあるんです。町あたりについて課長補佐をつくつてごらんないか。私と同じ立場じゃなくても、あなた方はそんなことはないと言ひけれども、たとえば反動的な考え方の人があつたら、六十人か七十人のところで課長補佐をつくり課長をつくつて、これは管理職だといつてやられたら、これは私が言うように半分以上があなたの言う意図と違つた形の管理職がでますし、非組合員になつてきますよ。私はそれでもそういう立場に立つていきますから筋は通したつもりでなければ、筋も何もありませんよ。そうなつてくると、自治省が考へておられるように、管理運営の問題については交渉の対象にならないのだから、係長という制度をつくるということとは、これは管理運営の問題だということになつてくればもう対象にならない。私はたいへんなことになるのではないかと、いふことを心配してゐるのです。心配ないですか。あなたが考へておられることとどういふことになるのです。だからおそろく組合の当事者というのはいふぶん心配して、あなたのところにも陳情があつたでしよう。あるいは交渉という名の話し合いもあつたかも知れない。それで間違ひなくやれると思ひますか。私はやれないと思つて心配してゐる。これを適用する自治体がたくさん出てくるんじゃないかといふことをおそれてゐるんだが、そういう場合どうしますか。

○佐久間政府委員　いまおつしやいましたような場合におきましては、その町村の組織そのものがむしろおかしいと思ひます。小さい町村で、課長、その下に課長補佐だ係長だといふところ、お話しのように、職員は半分以上が係長以上になる、あるいは課長以上になるといったようなことがあるとしますと、それは私は、組織の管理の上からいまして、はなはだ適當でないものだと思います。そこで市町村においてどういふ組織が最も合理的な組織かという検討、これは世上いろいろ研究もあるようでありまして、私どもも多少学識経験者に研究をお願いしておるというところでございますが、そういうようなものも参考にしたいので、ただ管理職をふやすために組織をおかしの組織にするというふうなことは、そういう観点から私どもとしては指導してまいりたいと思ひます。しかしそういうところがあるからといって、自治省の標準的な一

つのサンプルとして示すものに、町村の課長は管理職じゃないんだというふうなことは、これはまたやはり筋が違ふことになる。私どもとしては、少なくとも課制をしいている以上は、その課長といふものは、常識的に見てやはり管理、監督の職務にあるのではないであらうか、こういう考へ方をいたしておきます。そここの筋道をひとつ分けて指導すべきものではなからうか、かように考へております。

○細谷委員　時間がありませんが、私はそういう点で非常に心配してゐるわけだ。経験があるから心配してゐる。おそろくあなたの方のほうでは、都道府県については、大体標準的にはこういう部とこいう部はしかるべきだといふ標準を示しておきますけれども、町村に対してはそういうことを示してないんですからね。それで、私はあなたの方の意図とは全く違つた問題が出て混乱が生ずるのではないかと思ひますから申し上げておきます。まあ十分指導するということでありまして、見ておられます。

次に、登録問題については、さつきお話があつたのでありますが、この問題で関連をしてお尋ねしたいのでありますが、この答申には、「登録されたい職員団体も法人格を取得することができると、政府においてすみやかに検討すべきである」と書いてある。これはどういふ方針ですか。おとと書いすか、自治省が東京都の監査をしたことがあつたので、その膨大な監査報告の中に、東京都の当局が都労連と交渉することは違法だといふ意味の勧告があつた。ですから、せつかくの審議会の答申内容の「未施行規定の取扱いに関する意見」の中にこういうことが出てゐるのですが、どういふ御方針なのか。自治省は過去においてILO精神に違反したことをやつておつたんだから、なにもとも八十七号条約が批准されなかつた前話であります。一年くらゐ前の話であります。これについてどういふ方針をお持ちなんです、伺つておきます。

○佐久間政府委員　法人格の取得の点につきましては、公務員制度審議会においても種々御議論がございましたことは私も承つております。この点については、答申も申しておきますように、検討すべき問題があるように思ひますので、政府部内におきましてもこの点については関係省とよく検討してまいりたいし、公務員制度審議会においても引き続き検討をいたしたることだ、かように考へておるわけでございます。

なお、その次にお尋ねのございました都労連の問題でございますが、これにつきましては、東京都の監査報告の中には、御指摘のような文句があつたと思ひます。これは法律のたてまえから申しますと、一方は職員団体である、一方は労働組合である、そして交渉の方式と申しますか、片一方は労働協約が締結できる、片一方は文書による協定ということでございますし、また相手の責任のある当局というものの、片一方のほうについては管理者というものがあつたわけでございますし、いろいろな点があるわけでございますので、これらが統一交渉をして、そこで最終的な決定も一緒にやるといふことは、法のたてまえからいふと適當でないといふような考へを持つて当時指摘をいたしましたものと思ひます。しかし八十七号条約が批准された現在におきまして、そのような労働者団体、あるいは登録は受けられませんが、その中でございまして、一つの労働者団体といふものにつきては、当局がそれらの職員の勤務条件の維持改善のために、それと統一した交渉を持つということが望ましい場合もあるわけでございますから、これはお互いの話し合いにおいてそういうふうな話し合いをするということについては、私どもがいかぬといふような指導をする考へは現在持っておりません。ただ、事実上交渉は一緒にいたしまして、最終的な決定、ものごとをきめる段階は、御承知のようにたてまえが違つておるから、そこは混同するわけにはいかぬと思ひますけれども、そういう団体が存在すること、その団体が統一して当局とあるいは管理

者と話し合いをする、これについて私どもがいかにぬというふうな指導をすることはいたさぬつもりでございます。

○細谷委員 先ほど秋山委員の質問に対して、答申の精神でいくんだという答弁があったわけですが、いまだ問題について答申はこう書いてあるのです。『登録されない職員団体が当局に交渉を求めた場合においても、実質上、合理的な理由がない限り、恣意的に当局がその求めを拒むべきでないこと』この精神でやります、こう言っているわけですね。『登録を受けない職員団体について、地方公共団体の当局が、これと交渉することとが職員の勤務条件の維持改善のために望ましいと判断するときは、これらの職員団体と交渉することとができるものであることに注意されたい。』職員の勤務条件の維持、改善のために望ましいと当局が判断するのですよ、恣意的に判断する可能性があるわけですね。先ほど秋山委員に答申の精神でやりますと言った以上は、この字句は割ったほうがいいんじゃないですか。これはあなたの答弁とちよつと違いますよ。

○佐久間政府委員 先生むろんよく御承知の上でお話しになっておられると思いますが、先ほど例にお引きになられた都労連というものは、これは職員団体ではないわけでございます。職員団体と幾つかの労働組合との連合組織でございます。そこでこの答申でおっしゃっておられます登録されない職員団体というものは違ふと思ひます。ここで言っておりますのは、職員団体ではあるけれども登録はされてない、こういうものであるかと思ひます。で、登録されてない職員団体の交渉につきましては、先ほど秋山委員にお答え申し上げましたように、従来政府としての国会で答弁をいたしておりました登録職員団体の法的地位について申し上げたことの趣旨を申したわけでございますが、さらにその運用にあたりまして、この答申に書いてあるような趣旨は十分体してまいりたい、かような考えでございます。

す。

○細谷委員 いまのことは、私は聞き違いかもしれないけれども、重大な意味があるのですね。都労連とは交渉しないというのですか。職員団体の連合体的なものでもないから、むろん登録されません。それでよろしい。全国的な自治団体の組織である自治労とも、そういうものとも話し合ふ必要はない、そういうことですか。いまのことは、はつきりしなかつた。

○佐久間政府委員 都労連は職員団体ではございません。それからまた労働組合でもありません。職員団体と労働組合との連合組織でございます。したがって、都労連はここでいっている登録されない職員団体というのには当たらないわけでございます。しかしそのような連合組織も、これは憲法の規定によつて結成が認められておりますし、またILO八十七号条約の精神からいいたしましても、これの結成を容認していくべきでございます。その結成を認めている以上、これがまた活動ができるというところは当然のことでございます。ただ、法律上、地方公務員法上、そういうものについての規定がないわけでございます。そこで、そこでございまして、憲法の精神なりあるいは八十七号条約の精神からいいたしまして、そういうものについても、当局としては交渉がそれらの職員の勤務条件の改善のために望ましいという判断をする場合には、これは交渉に応じたいといふべきものではないかと、法律の一つの規格にはまらざるものといふのは、いろいろな種類のものがございまして、それらの実際の取り扱いについては、それぞれ労使の話し合いによつていくべきであらう、それらについて私どものほうで干渉がましいことはいたさなない、こういう趣旨のことを申し上げたわけでございます。

○細谷委員 都労連という話が出たので、話がちよつと横道にそれましたが、私が質問したいことは、あなたの通達というものは、答申の精神を尊重するんだとおっしゃいますけれども、答申には『合理的な理由がない限り、恣意的に当局がその求めを拒むべきでない』と非登録団体に対して言っているわけですね。それでよろしい。ところがあなたの通達はこういふことだ。『登録を受けない職員団体についても、地方公共団体の当局が』とやつて、『職員の勤務条件の維持改善のために望ましいと判断するときは』、条件がついておりますよ。これは答申の精神と違ふのですよ。それでよろしい。なぜ通達の中に、たとえば登録を受けない職員団体についても恣意的に交渉を拒んではならぬという答申の字句を書かぬのですか。これは主観的に維持改善のために望ましいと職員団体は思つても、当局が一方的にそう思つたら交渉にならぬといふことになるんですよ。恣意的でしやうが。恣意的ですよ。これは、矛盾があります、これは。ですから私はこの字句はお削りになつたほうがあなたの精神に沿うておるんじゃないか、お削りになる意思はないか、こう尋ねておるのです。矛盾がある。

○佐久間政府委員 通達は今度の法律の施行通達でございますので、私どもとしては従来この規定の入りました経過また国会における御議論のありました経過から見まして、登録を受けた職員団体についてはしかじかの地位に立つ、しかし登録を受けない職員団体は規定がないからこれは交渉能力がないのだというふうなことも、過去においていろいろ御議論もございましたので、そこで登録を受けない職員団体であつてもこれは交渉能力を持つんだという趣旨のことを、今回の法律の施行にあたりましてそのことをまず書きたいといふことを当初から考へておつたわけでございますので、ここに登録を受けた職員団体についてはこういう地位に立つけれども、登録を受けない職員団体の地位についてはこういふことだ、交渉能力を持つておるのだという趣旨を強調した書き方をいたしたわけでございます。しかしその上で、さらに運用上答申に書かれておりますような気持ちで指導をしていくべきものではないかといふふうに考へておるわけでございますので、先ほど申し上げましたように御答申申し上げたわけでございます。

○細谷委員 納得できないですよ、これは。ことばのあやだ。これをそのまま読んだらそうなりませんか。答申は『なお審議会は登録されない職員団体が当局に交渉を求めた場合においても、実質上、合理的な理由がない限り、恣意的に当局がその求めを拒むべきでない』と、こう書いてある。職員団体は交渉能力を持つておる、持つておつた場合でも、当局が維持改善のために望ましくないとは判断した場合には交渉に応じなかつたといふんですから、恣意的ですよ、これは。こういうふうな書いておいて、それで、いや答申の精神でございまして言つたつてごまかしですよ、これは。どうしても納得できない。はつきりしてください。私もあなたなどは知らぬけれども、日本語は話せるのだから。はつきりしていただきますよ、これは。これを削りたくないのならば、下のほうに、答申の精神はこうだ、恣意的に拒んじやいけないのだ、こう書いておいてください。つけ加えるか削るか、どちらかはつきりしてください。

○佐久間政府委員 先ほど申し上げましたように繰り返すようになりますが、この通達にはこの法律の解釈をいたしまして、従来国会でも御議論がございましたし、また地方公共団体の中にも誤解がないように、登録を受けない職員団体についても交渉能力があるんだという趣旨を書くといふことを主眼にして書いたわけでございます。さらにその上で実際の運用にあたり、今後答申でいわれておりますような気持ちで運用すべきだといふことは、繰り返して申し上げておる次第でございます。なお、この文句であると恣意的に当局がやるやうになるというお話でございますが、恣意的という答申の字句も、内容としてどういふことをお考えになつておるか、私も必ずしもはつきりいたさない点もございまして、おそろしく気まぐさなところ、全く理解もなしに気分が断わるというふうな意味かと思ひますけれども、そういうふうなことはむろんあり得べきことではな

いわけでございます。この通達がそういうようなことを認めているような趣旨であるわけではむろんございせんし、そういうふうな説かれるというところは適当でないとは私は考えております。

○細谷委員 答弁になっていない。繰り返しますけれども、この答申の扱いについては、いま言ったように、交渉をしようというその求めを恣意的に拒否してはいかぬぞということを答申の最初のところに書いて、そして最後に、登録されないものがあるだろうけれども、その登録されない職員団体も法人格を取得することができるよう政府においてすみやかに検討してほしいとやっているのです。登録されないものがある、そういうものについては登録を恣意的に拒んではならぬ、しかしそういう登録されない組合も登録されることとが望ましいから、政府においてすみやかに検討してほしいとまで丁寧に書いています。趣旨一貫しているのです。ところがあなたの通達は、答申の精神をくんでいませんよ。この字句を削るか、あるいは答申のこういう精神をつけ加えるかしていただかなければ、私は納得しません。そういうことで次に進みますが、これは問題があるのです。

ところで今度は、交渉は適法になされなければならぬということがあります。そうしますと、適法にする交渉、予備交渉をしなければならぬと書いてある。ところがあなたのほうの「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例案」、これは地方公共団体がつくるわけでありますから、案にすぎない。しかしあなたの方の考えはこれにあるわけだ。それを読みますと、第二条に「職員は、次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動することができ。一 法第五十五条第八項の規定に基づき、適法な交渉を行なう場合」——法第五十五条の八項というのは「本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。」という規定ですね。「二 休日及び年次有給休暇並びに休職の期間」その他はだめでござい

ますよと、法律の予備交渉をやりなさいというところが、どこにも入っていない。賃金カットしますよということ。おおよそこれは現実を見てない条例案を示したものだとは私は思うのです。少なくとも地方団体が示すものであれば、従来の条例によりますと、勤務に関する特例条例というものがあつた。そんなものは全部廃止しろということ。そして1と2だけです。たとえは従来ですと、その他任職権者が特に必要と認めた場合はいいのだとか、あるいは別に人事委員会が定めた場合はいいのだとか、そういうものがあつたはず。いざば労働団体、職員団体の既得権です。それは全部はずしてしまつた。そして、とにかく適法な交渉を法第五十五条第八項の規定に基づいて就業時間中に行なう。それから、休みの日、有給休暇をとつたか、あるいは専従者で休職期間か、それ以外はやつてはいかぬというのです。法律では、予備交渉もやりなさいと書いてある。それは賃金カットしますよということですね。おかしくないですか。この間の経緯を説明してください。

○佐久間政府委員 お尋ねのいわゆる予備交渉も交渉でございますから、この第一号に当然入っております。

○細谷委員 ずいぶんあつさりとして、入りますという話ですが、予備交渉は入るのですか。

○佐久間政府委員 この条文の読み方につきましては、なおもう少し研究をさせていただきますと思ひます。

○細谷委員 研究するもくそもないじゃないですか。交渉する場合の予備交渉を義務づけたのです。義務づけたのですから、当然これは法第五十五条第八項の交渉の範疇に入るでしょう。勤務時間中に予備交渉をやつた場合には、これは入るでしょう。入らなければおかしいですよ。検討するところが、二歳の童児でも結論が出ることでしょ。はつきりしてください。

○佐久間政府委員 この点については、実は部内ではいろいろ意見もあつて、いま検討中でありまして、

ので、ちょっと相談の時間をかしていただきました。た上で、ひとつ後刻お答えさせていただきますと思ひます。

○細谷委員 委員長、先ほど私の質問に対して、予備交渉は当然入りますという答弁を私は聞いた。あたたまえのことだと思ふ。うしろのほうから雑音が入つたのです。取り消してください。私に對する答弁を、あなたは今度は研究すると言ひ直したのだから、取り消してください。取り消さないのなら、私は生かしておくべきだ、それが筋じゃないかと思ふのだ。うしろのほうの雑音で、あなたの考えは変わったのだから……。

○佐久間政府委員 先ほど私答弁いたしましたのは、一応取り消さしていただきました。なお研究させていただきます。後刻あらためて御答弁申し上げます。

○細谷委員 これはまたたいへんな、行政局長ともあろう者が、一度言つたこと、しかもきわめてあたりまえのこと、きわめて常識的なことを取り消すということは、私は言語道斷だと思ふ。しかし取り消したのだから、あなたを強姦するわけにはいかぬ。

今度の法律改正によりまして、もうはつきりとして管理、運営に関する問題は交渉の対象にならない。従来の法律では、給与その他の勤務条件のほかに、福利厚生問題等も入つておつたのですが、除かれたわけですね。福利厚生などというのは職員は考えなくていい、職員団体など考えなくていい、当局はもう心配のないように、話し合はぬで、あなたの方の満足するようにやつてやる、こういう精神でございませうか。

○佐久間政府委員 福利厚生に関するところは、五十五條の第一項に書いてございまして、当然交渉の対象になるわけでございます。

○細谷委員 現行法でございますか、五十五條は新しく変わったでしょう。いままでの五十五條は新しいものと、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、当該地方公共団体の当局と交渉することができ。なお、これに附帶して社交的又は

厚生的活動を含む適法な目的のため交渉すること」を妨げない。こうあるんですが、今度の五十五條でも「附帶して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動」については、申し入れがあつた場合には、「その申入れに必ず地位に立つものとする」という団体のあれを規定しているわけですが、交渉に應ずるわけですね。

○佐久間政府委員 従来の法律と今度の法律と多少表現は違つておりますけれども、職員団体の交渉の対象に福利厚生事項が入るといふ趣旨は変更されておられません。

○細谷委員 あなたは、ある県で、従来は職員団体と当局とが福利厚生問題について、たとえは運動会とかレクリエーションとか共催の行事をやつておつた。そういうことを今度から一切取りやめるんだ、こういうことになつたのを御承知ですか。

○佐久間政府委員 聞いておりません。

○細谷委員 現にある県でそうなっておりますから、お調べいただきたいと思ふんです。それから、あなたのほうは、年次有給休暇等はいいんだ、こう条例案に書いてあるんですが、有給休暇なんて認めぬぞ、出先の——あなたはいれどきとした管理職だと言つていますが、出先の長が交渉する場合には、あらかじめ知事の承認を得なければならぬと、絶対交渉に応じてはいかぬぞ、こういうことにしたとか、それから人数は極端に制限して五人以内とか十人以内とか、きちんとそういうふうなやつたという例を私も聞いています。どうですか、ないわけですか、あつたとした場合、どうしますか。

○佐久間政府委員 そういふ例がどこかの県であるというところを、つい最近自治労の諸君から耳にいたしました。一体どういふような通知を県のはうから出先のほうに出しているのか、現在照会中でございますので、それが届きましたならば、内容をよく検討いたしまして、何か指導する必要があると思ひます。

○細谷委員 という意味は、この職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例案という

は職員団体のための業務ということではないわけ
でございすから、それまでこれによって禁止を
しようというような考えはございせん。

○細谷委員 一般的に、町村等は別にしまして、
たとへば中都市以上ということになりますと、博
覧会をやるとか、あるいは運動会をやるとか、レ
クリエーションをやるとか、あるいは厚生課とい
うものがあつて、そして現実にはやはり職員団
体の協力を得るわけだ。その形は職員団体とし
ての行動ではないか。もしらぬが、協力をしな
い。職員団体に、博覧会にひとつ協力してくれ
て、職員団体のほうでは、職員団体が応援して
いるか。任免権者のほうは、いやあは職員団
体のあれじゃないの。協力は求めていす。

協力は求めて、協力はしているのだけれども、実
際にはちよつとその間は本来の仕事じゃなくて、ほ
かの仕事をやつてもらつてゐるのだ。そういう場
合には、三十五条まともにいってゐるわけだか
ら、賃金カットできないです。実質的には職員組
合と話し合ひながら、これは職員団体の交渉とか
なんとか、そういうものじゃないのだ。五十五
条のほうじゃなくて、三十五条の適用だけで、職員
団体としての行動というのではない。実質は協力
態勢をとりながら、職員団体の行動、そういう名
前じゃなくてやらしてゐるかつこうをとれば、ど
んなことだつて自由裁量がきくわけだ。私はすつ
きりしたほうがいいんじゃないか、あなたは、い
や、がんばりがいいんじゃないか、あなたは、い
や、がんばりついでにやるわけじゃないんだから。職員
組合のほんとうの仕事であつても、実際は形式的
にはそうじゃないかつこうにしておけばやれるの
です。だからすつきりしたほうがいいじゃない
か。あらかじめ執行委員同士、組合の役員同士で
相談することはあるでしょう。交渉する前に、あ
るいは終わつてから打ち合わせすることもあるで

しょう。予備交渉のことすらも認めではないのだ
から、あなたの答弁は当然の帰結かもしれないけ
れども、私はすつきりいふんじやくし定まな、不可能な
ことを押しつけておるあなたの通達であり、条例
案だ、こう申さなければならぬと思ふのです。し
かし時間もありませんから、私は問題を保留した
ところがあります、きょうのところはここで一
応保留して打ち切つておきます。

○岡崎委員長 安井吉典君。
○安井委員 ILO八十七号条約の批准に伴う国
内法の処理の問題につきまして、たな上げ部分の
政令が出るという段階を迎えたわけだ。こゝで
が、私もそれをすつと以前から関心を持つて見
ていた立場からいふと、およそ八年越しの
この問題への取り組みが、問題点のたな上げとい
う形で一年間延びたかと思ふと、公務員制度審議
会ではきつめて不正常な形で結論を出してしま
う、そういうふうな事態において、全く憤激にた
えない次第であります。こういふふうな事態が起
きたのですから、国会は非常な混乱におちい
まして、ようやく六月二十日の三党幹事長書記長
会議で申し合ひを行ない、特に衆議院の正常化
が果たされたわけでありす。この申し合ひの中
では、ILOに關しては予算委員会等で問題点
を明らかにする、こういふふうな明文が置かれ、
予算委員会等ということになっておりますので、
きょうのこの地方行政委員会、午後はまだ参議院
でも行なうというわけですが、そしてまた内閣委
員会とか、それから予算委員会等におきまして、
それらの問題点の解明を政府に迫るということに
なるだろうと思ふのであります。この間の三党の
会議におきまして、このILOの抜いた問題が
当然のこととして一番大きな問題点になって、三
党の相互了解をいたしまして、委員会の審議の
経過を見て、必要に応じて各党でさらに話し合
う、こういふふうなこともいひたいと思ふので
あります。この点は実はきょうの質問の一番最
初に申し上げておいたほうがよかつたかと思ふの
ですが、きょうの秋山、細谷両委員の質問等にお

ける問題点は、さらに私も別な立場からでもそ
れを処理しなければいけない、かように考えま
す。特に管理職の問題については、まだ問題処理
がなされてない段階でございますが、それだけ
に政府としての慎重な処理をぜひお願いをいたし
ておきたいと思ひます。これは慎重にという表現
はこの間の答申の中にもはつきりされております
が、先ほど来のいろいろな議論の中でも私どもの
納得し得るものがきつめて少ないわけだ。こゝで
すので、今後の検討段階においてそういうような
方向でぜひお願いをしておかなければならないと
思ひます。

いままでいふいろいろな角度からお話があ
りましたので、私はもう時間もありませんから、
きょうは多くお尋ねいたしません、今後の問題
処理の中心になるのは人事委員会あるいは公平
委員会だと思ふのでありますが、これらの組織と
か機能は、今度の法改正によりまして責任が重大
になってゐるものに比例して完全な姿になつてお
るかどうか、その点をひとつ伺つておきたいと思
ひます。特に事務機構等においては、以前は公平
委員会の事務局長はその市町村の総務課長が兼任
をしてゐるというふうな事態もございました。ILO
のドライヤー報告の中にも、完全な中立性と
いうものについての期待を持ち、日本のそのシス
テムがそういうふうな方向に行くことに着目して
ゐる、こういふような表現もあつたように記憶い
たしてゐるわけでありす、使用者側の中心人
物が公平委員会の事務局長を兼ねてゐる、こうい
うような形では、問題の処理は決して十分でない
わけでありす、その点について最近の事態は
どうなつておるか、それからまた今後どういふ
うにされるおつもりか、これをひとつ伺ひます。
○佐久間政府委員 人事委員会、公平委員会の機
能を完全にいたしますように組織の上で検討を要
する点がございすことは御指摘のとおりでござ
います。ドライヤー報告にも幾つかの提案がござ
いますので、それらの点については今後必要に
よつては、公務員制度審議会の御意見も伺ひなが

ら、私どもとしても真剣に検討をしてみたい
と思つております。さしあたり現行制度のもとに
おきまして、特に公平委員会の機能を充実する方
途をいたしまして、かねてから共同設置、あるいは
人事委員会に対する事務委託を指導いたしてま
いりまして、近年そういう方向で公平委員会の機
能の充実をはかるという事例がわりあいに多く出
てまいつてきております。今後なおそういう点で
機能の充実をはかるようにしてまいりたいと思つ
ておりますが、根本的には制度そのものにつつま
しても検討を要する点もございすので、これは
あわせてこの点についても努力をしてみたい
い、かように考えておる次第でございす。

○安井委員 佐久間行政局長はさういふふう
におつしやいますけれども、現実にはなかなかさう
いつていないように思ひます。法改正によりまし
て、登録の仕事から、またいま両委員から一番問
題にされておりました管理職の範囲の問題にいた
しまして、その規則の制定なり運用なりはすべ
て人事委員会、公平委員会の任務になるわけであ
ります、さういふふうなものに使するようにな
つては私は絶対なつていないと思ひます。これは
はつきり申し上げられます。さういふような点に
ついていまの御答弁ではきつめて不満足であり
ますので、もっと徹底的なというよりも、むしろ
根本的な考え方を改める、発想を改めていく、そ
ういふところまで私はいかなければならないと思
ひますので、その点だけひとつ指摘をいたしてお
きます。
それから管理職の問題については、大きな職員
団体の場合におきましてはそれほど目立たない問
題でも、小さくなるほど問題が深刻になつてま
います。先ほど例が出ておりましたけれども、
市町村役場等で課長が一人で課長補佐が一人、あ
と女の子が課員はいない、さういふふうな職場
もさういふふうなことです。課長補佐まで管理職だ
というふうなことにしてしまへば、もう職員団体
は成り立たない、さういふふうな事態もありま
す。民間労働組合の場合によくあるのですが、そ

ういうような場合には、その在籍人員の何割ぐらゐまで管理職でとどめるとか、そういうものも一つの考え方ではないかと思うわけです。つまり場合によつては三割から四割、ひどいところになると六割ぐらゐが自治省の試案的なものからいへば管理職になる可能性もあります。先ほどの行政局長の御答弁によりますと、そういうようなものはその役場や市役所の管理機構そのものに問題がある、こういうふうに言われましたけれども、その管理機構をそれでは自治省はどうやって直すことができるかということです。たとえばこちらの役場のほうでは部長のところが、こちらの役場は課長になっていたり、こちらの役場では課長も部長制もしかないで係長になっていたり、そういうような機構もずいぶんあると思うのです。係長しかないというところに、先ほど指摘されておりました自治省の試案なるものが適用されたら、そこでは管理職がない、あるいはごく少ないことになるかもしれない。ところがやたらに課長が多いところは、管理職だらけになってしまふ、そういうことになるかもしれない。それから、その合理的な基準として在籍人員の割合を管理職は上回つてはいけないとか、そういうような何かの規制がないといけないのではないかと機械的、形式的な当ではめ方で問題を処理しようとする、私は非常に問題が起きるような気がするわけでありまして、そういう点はどうか。

それからまた、特に学校職員の場合の校長と教頭との問題であります。きょうはそこまで触れませんが、先ほど管理職がやたらにふやされるのではないかとこの点について問答があったもので、その点だけに触れてさう感ずるのではありませんが、いかがですか。

○佐久間政府委員 先ほどもお答え申し上げましたが、管理職になるかならないかは、職制なり権限の分配に基づきまして客観的に認定されるべき筋合いのものでございます。そこではまあお話しのように町村で課長、課長補佐をやたらにふやすというところでございますが、課長、課長補佐で係員

が女の子一人しかいない、そういうような例でございまして、一体そういうものが課制をしにくことがいのかどうか、こういう問題がその前提としてあると思ひます。私は正直に申しまして、三人しかいないのに一人の課長、一人の課長補佐、一人の女の子というふうな、これは組織としておかしいと思ひます。そういう点につきましては、ひとつ指導をしてまいりたいと思ひます。これはどういふ方法かというお尋ねでございまして、強制的なわけにもまいりませんので、やはりこれも一つの参考となる事例というふうなものを示して、研究をしてもらふという方法で考えてみたい、そういうことで、実はこれは市についてでございまして、市役所機構の合理的な機構、組織はどうかという点について、学識経験者に研究をお願いしておいたものでございまして、そういうようなことで、市町村については千差万別でございまして、一つの標準的な、合理的な組織というものはやはり研究をしていく必要があるのではないかと思ひますので、そういう方法で、もし間違つていくものがございまして、だんだんと正していくようにしたい。しかし非常に極端な事例、いまお話しがございましたように三人しかいないところに課長、課長補佐というような組織をとつていくというふうなことがございまして、また私どものほうでも調査してみまして、個々に必要な助言もしてみたいと思ひます。いずれにいたしまして、今回の改正法の施行を一つの契機といたしまして、組合の勢力をそぐために管理職をふやすというふうなことはあるべきことではございませぬ、そういう点につきましては、指導上十分留意してまいりたいと思ひます。

○安井委員 私は指導というところにおまかせする前に、お示しになる基準そのものにゆとりを置くべきだと思ひます。何もかもみな自治省の指導でどうするということではなしに、お示しになるものがさうさうすすしたようなものでなしに、市町村なり都道府県なりが独自の考え方方で処

理できるような、そういうゆとりのあるものにするべきだ、そういうような言い方で申し上げていくわけですが、どうですか。

○佐久間政府委員 現在考えております案につきましても、お話しのような御意見がほかにもございまして、相当考慮はいたしているもので、これはいずれまたこらんだきましました上で御批判をいただきたいと思います。

○安井委員 これは一つの御相談であります。はつきり結論を出しになる前に、そういう問題に一番関心を持つていくこの地方行政委員会にお示しになって、意見を聞くというふうなお考えはありませぬか。

○佐久間政府委員 これは私から申し上げるのはいかかと思ひますが、政府にまかされた権限内のことではございまして、当委員会でも正式に御意見を伺ひますというところはいかかと思ひます。見せよというお話がございましたので、御提出申し上げましたので、それにつきまして、なお御意見がいただければ、それも私もとしましては十分拝聴いたしまして、なおまとめる点があればと思ひます。

○安井委員 もう少しありますが、登録の問題について秋山委員からも質問があったわけですが、とにかく三月以内ということでは、日教組等の大きな組織はたいへんな事態が起きて間に合わない。間に合わない場合は、これはもう解散ということになつてしまふわけですから、組合としての存在価値がなくなつてしまふわけですから、そういうような事態については、先ほどは何か十分配慮するとかいふふうなお答へがあったように記憶するのですが、もう一度確かめておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 この三月という期間は、法律に定められた期間でございますので、その期間を恣意的にいろいろ動かすというふうなことはなすべきではないと思ひます。問題は、その期

間内に関係職員団体の登録の切りかえがスムーズにまゐりますように私どもとして十分配慮していかねければならないという考えでいるわけでございます。その点については関係の職員団体からいろいろ希望なり照会なりもございまして、それらにつきましてもいろいろと検討をして、できるだけスムーズにこの切りかえができるように、私どもとしても十分配慮してまいりたい、かような意味で申し上げた次第でござい

○安井委員 それではもう一つだけいたしますが、交渉の問題について、特に時間内交渉の問題であります。各県の議会における状況等も、私どもの地方組織からほとんど連絡が来ているわけでありまして、各県とも条例制定について非常に大きな混乱を起しているようでもあります。その一番大きな点は時間内活動制限の問題で、自治省原案ではきつめて窮屈で、そこに論議が集中しているように聞きます。地公労法にはこういう規定はないわけで、労使協議の上で、たとえばさつきの運動会についても、時間内にやるというふうな話し合いができれば、そういうふうな仕組みにできるのではないですか。

○佐久間政府委員 地公労法は労働組合法を受けるわけでございますから、そこで労働組合法におきましては、すでに使用者の労働組合に対する経費援助につきまして規定があるわけでございます。地公労法につきましても、今回私どもの考へておるような同様の趣旨で現に運用されておるものと考へておるわけでございます。

○安井委員 いろいろ実際の例はあるわけですが、局長はさういふふうにお答へになりますけれども、実際は、労働組合主催の運動会が開かれるについていろいろ便宜供与等をやつてい

金カッターだ、こういうようなことになるおそれがあるわけだ。たとえば水道の労働組合と学校の小使さんの労働組合とそれから市役所の職員組合とが野球をやったというふうな場合には、そういうような問題も起きてくる可能性もあるわけだ。

それからまた交渉が行なわれているその交渉の際に、重大な転機が来て、理事者側から、組合側の意向を早くきかちとして、交渉委員だけではそのままで預けられていないというふうな問題が出たら、それは至急に持つて帰って、執行部とも相談してこなければいけない、こういうような事態も出てくると思います。交渉委員の数を無制限にふやすことができれば、そういう事態はあるいはないかもしれませんが、それが一方の規定で、交渉についてのきびしい制限を置いているのですから、それはふやすことはできない。そうすると、交渉委員以外の人を集めて急に相談しなければならぬ。それを理事者側から、早くみんなを集めてそこで相談してこい、こういうふうなことも私は起こり得ると思うのです。しかし、今度のこの規定の場合では、理事者側がたとえそう言っても、もしそういう集まりを時間内に持てば、交渉委員だけは賃金はカットされないけれども、執行委員のほうは全部カットだというふうなことも起こり得るのではないかと思います。この点は理事者側がかつてにいついかなる場合でもというわけにはあるいはいかぬかもしれませんが、ある程度の制限をつけた形で、任免権者の都合において限定をした場合とか、あるいは人事委員会がきめた場合とか、そういうふうなゆとりでもないが、何かゆとりを置いておかなければ、取り扱い上非常に困る場合が現実に出てくるのではないかと、こういうことです。どうでしょうか。

○佐久間政府委員 今回私もが示しました原則の考え方は、先ほど申し上げたとおりでございますが、このことは、従来もたてまえとしてはそういうことであつたと思つてございまして、それから現在の国家公務員法の関係におきまして、もう一つ一つのけじめをつけておるわけでございます。

るし、また先ほどお尋ねのございましたように、地方公営企業職員の場合におきましても、労働組合法の一つのルールがあるわけでございますし、そういうふうなものをここでただ確認をいたしたにすぎないわけでございます。実際運用にあたりまして多少きくくした問題の起こることもあろうかと思つております。これも、従来もそうであつたかと思つておりますけれども、たてまえをきちんといたしました上で、個々の問題についてお互いに常識をもつてこれの運用に当たるといふことは、いかなる場合におきましてもあり得ることと思つております。ただ、私どもとしては、この法律の規定が、今回改正法に定められました趣旨をもちまして、この際きちんとルールははっきり確立しておきたい、かような考えを持つておる次第でございます。

○安井委員 この問題についてはルールを確立しておきたい、個々の場合はお互いの常識をもつて当たることもできないではないというくらいまでの御答弁しかききようのところはないだけないわけでございますが、時間も過ぎておりますので、ききようはこれくらいにして、あとは次の機会に譲りたいと思つております。

○岡崎委員長 華山親善君。華山委員 簡単に一言だけ何つておきます。国における人事院は政府に対して独立的なものであつて、組織とか人事は別でございますが、職能においては独立的なものでございまして、府県における人事委員会は府県知事に対してどういふような地位を持つものでございまして、何つておきたい。

○佐久間政府委員 府県の人事委員会の地方公共団体の長に対する関係は、国の人事院の内閣に対する関係と大体同様のたてまえになつておるものと理解いたしております。

○華山委員 したがつて、自治省は人事委員会に對してあつたことをしる、こういうことをしるというふうなことを言うのはおかしいやございせんか。今度の場合はそういう気持ちがい

ますが、その法律的な関係はどうなんですか。

○佐久間政府委員 人事委員会がそういう自主的な独立機関でございますから、自治省といつたしましてこれに干渉がましいことをすることはいたすべきでないといふことは、お説のとおりでございます。ただ、地方公務員法の第五十九条の規定に「自治省は、地方公共団体の人事行政がこの法律によつて確立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるように協力し、及び技術的助言をすることが出来る」といふ規定がございますので、今回の管理職の範囲を人事委員会が定めるにあたりまして、一つの技術的な助言といつたしまして参考例を示そう、こういうことでございまして、人事委員会に不利益処分等の問題が起つたとき、たゞの判断につきましては、私どもはこれについて容喙するといふようなことはいたすべきでないといふように考えておるわけでございますが、このようないつ一つの原則をつくるというふうなことに對しては技術的助言、これは、必要なことはやはりやつてしかるべきであらうといふ考え方に立つておるわけでございます。

○華山委員 それにしては今度の通達少しこまか過ぎやしませんか。これは助言でしょう。何か聞かれたときに教えてやるとか、お前のところは、おかしきぞ、こういうことなら助言になりましようが、今度の通達はまるで金縛りにするやうな通達だ。私はこれは人事委員会の独立性というものを自治省が——知事ができないのですから、知事に対するものであるならばまた別ですが、知事に行き過ぎじゃないか。私は、今度の通達というものは行き過ぎやうな気がします。どうですか。それでですから、大体のところ、これでいろいろな質問でもあるなら教えてやろうとか、そういうふうな程度のものであつて、今度のやうな微に入り細にわたるやうな通達は私は過ぎたるものである、自治省の権限を越えてゐるものじゃないか、こういうふうな気持ちがいたしますけれども、御所見どうですか。

○佐久間政府委員 この通達は知事あてのものでございまして、必ずしも人事委員会の権限に關係のない事項も含めてございまして。なお、人事委員会にもこの趣旨を知事から連絡をしてもらうといふことを期待をいたしておりますが、ただ、先生のお尋ねになりました点でございますが、人事委員会は地方公共団体の長に對しては独立の権限を持つたものでございまして、自治省の協力、助言といふのは、地方団体の長側に立つて人事委員会にどういふことではございませんで、まあ例がいかどうかわかりませんが、いわば人事院が各省大臣に對していろいろ意見を申すといふやうなこともあることでございまして、そういういわば地方団体の長の立場でなくて法律制度を主管する、また別の立場でその法律制度の趣旨がよく徹底するようにといふやうなことでやるわけでございますから、私は今回のやうな場合におきましては、各地方公共団体が非常にはばらばらになつてゐることもいふかと思つてございまして、実はこの問題については人事委員会の連合会で相當いろいろ研究をされております。その御意見も十分拝聴をしながら私どもの参考案をつくつておるわけでございますので、先生の御懸念のあるやうな点はないといふやうに考えておるわけでございます。

○華山委員 たいへん不満足でございますが、私は法律の趣旨の上から、そういうふうな自治省が独立的な権限を持つところの人事委員会を拘束するやうな、ただ準則的なものでなくて、微に入り細にわたるやうなことを指示するのはどうか、こういう意味でございまして、私はたいへん不満足でございますが、保留いたしまして、またお聞きいたします。

○岡崎委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時五十分散会

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百八十一条の三第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同条第六項中「第二項」を「第一項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第一項を削る。

第二百八十二条第二項中「前条第二項及び第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)」を「前条第一項及び第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十三条第二項中「第二百八十一条の三第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)」を「第二百八十一条の三第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律施行の際現に特別区の区長の職にある者は、その任期中は、なお、従前の例により在職するものとする。

3 この法律施行の際現に区長の職にある者が欠けている特別区にあつては、この法律施行の日から五日以内にその職務を代理する者からその旨を当該特別区の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

4 この法律施行の際現に区長の退職の申立てがなされている特別区にあつては、この法律施行の日から五日以内に当該特別区の議会の議長からその旨を当該特別区の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

5 附則第三項又は前項の通知を受けた特別区の選挙管理委員会は、当該通知を受けた日から起算して五十日以内に当該特別区の区長の選挙を行なわせるものとし、当該選挙の期日は、少な

くとも十日前に告示しなければならない。

6 附則第二項の特別区の区長(附則第四項の規定に係る者を除く)は、この法律施行の日から五日以内にその任期満了の日を当該特別区の選挙管理委員会に通知しなければならない。

7 この法律施行の日から起算して五十日以内に区長の任期が満了する特別区にあつては、当該特別区の選挙管理委員会は、公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、前項の通知を受けた日から起算して五十日以内に当該特別区の区長の選挙を行なわせるなければならない。

8 附則第五項の選挙に対する公職選挙法第二百二十条第一項の規定の適用については、同項中「任期満了に因る選挙については任期満了の日前六十日までに、任期満了以外の事由に因る選挙については第八八条(当選人がない場合、選挙及び当選の無効等の場合の報告)第一項第三号又は第四号の規定により報告する場合を除く外選挙を行ふべき事由を生じた日から三日以内

に」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)附則第三項又は附則第四項の通知を受けた日から三日以内に」と読み替へるものとする。

9 この法律施行の日から起算して六十日以内に区長の任期が満了する特別区における区長の選挙に対する公職選挙法第二百二十条第一項の規定の適用については、同項中「任期満了の日前六十日までに」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)附則第六項の通知を受けた日から三日以内に」と読み替へるものとする。

10 地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二百八十一条の三第二項」を「第二百八十一条の三第一項」に改める。

11 公職選挙法の一部を次のように改正する。
第二百六十六条中「(市長の選挙に関する規定を除く。)」を削る。

理由

特別区における自治行政の円滑化を図るため、区長の選任方法を議会による選任制から住民による直接公選制に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三及び第二十七条の四を次のように改める。

(都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の三 都道府県は、法令の規定に基づき当該都道府県の負担に属するものとされている経費で次の各号に掲げるものについては、住民に對し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

一 都道府県立の高等学校の職員の給与に要する経費

二 都道府県立の高等学校の施設の建設事業に要する経費

三 都道府県立の高等学校の施設の維持及び修繕に要する経費

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で次の各号に掲げるものについては、住民に對し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

一 市町村の職員の給与に要する経費
二 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設事業に要する経費
三 市町村立の小学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する経費

この法律は、公布の日から施行する。

附則

理由

地方公共団体の財政秩序の適正化を図るため、住民に負担を転嫁してはならない経費として、都道府県については新たに都道府県立の高等学校の職員の給与及び施設の維持修繕に要する経費を追加し、市町村については政令への委任を改めて法定するとともに新たに市町村立の小学校の施設の建設事業費を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百三十三条第二項各号列記以外の部分中「掛金」の下に「(国の負担金)」を加え、同項第一号中「掛金百分の五十」を「掛金百分の三十、(国の負担金百分の二十)」に改める。

第百六十六条第一項中「地方公共団体を」とあるのは「地方公共団体に、(毎月)を政令で定めるところにより」に改める。

第百四十二条第二項の表のうち第百三十三条第二項各号列記以外の部分の項中「及び地方公共団体を」とあるのは「(国の負担金及び地方公共団体に)」に改め、同表

中第百三十三条第二項各号の項及び第百三十三条第四項の項を次のように改める。

るのは、「国」とする。

5 第一項、第二項及び前項の規定により国又は地方公共団体が負担すべきこととなる第百三十三条第二項第二号に掲げる費用の負担について必要な事項は、政令で定める。

第百四十四條の次に次の一条を加える。
(団体職員となつた復職希望職員についての特例)

第百四十四條の二 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き団体職員(第百九十五條第一項に規定する団体職員をいう。以下この条において同じ。)となるために退職した場合において、その者が、その団体職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き団体共済組合員期間(第百九十七條第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。以下この条において同じ。)を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復職したとき」という。)の第四十條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、その組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復職希望職員」という。)が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復職希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き復職したとき(その後六月以内に退職したときを除く。以上この条において同じ。)は、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、その復職したときに引き続き団体共済組合員期間は、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、第百七十四條第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合は、第百九十二條の規定による積立金のうちその者の当該団体共済組合員期間に係る

部分を、政令で定めるところにより、組合に移換しなければならない。

3 前項の規定の適用を受けた者の同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間は、引き続き復職したとき以後においては、第百七十九條第三項に規定する団体共済組合員でなかつたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、復職希望職員が引き続き復職した場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百五十八條の次に次の一条を加える。
(年金額の改定)

第百五十八條の二 共済会の行なう年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

2 地方議会議員は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十一條の規定によりその者に係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものとみなす。第百七十七條の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の報告等)

第百七十七條の二 地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方議会議員の異動、報酬等に関し、共済組合に報告し、又は文書を提示し、その他共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

第百七十三條第二項中「負担する」を「負担するほか、地方公共団体が負担する」に改め、同条第三項第一号中「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号を削り、同条に次の二項を加える。

4 第二項の規定による地方公共団体は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合により負担する。
一 給付に要する費用(前項第二号に掲げる

ものを除く。)百分の十五

二 団体共済組合の事務に要する費用 百分の百

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定による地方公共団体の負担について必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十三年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十三号を次のように改める。

五十三 国の職員 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。)第七條第一項第五号に規定する職員をいう。

第二条第一項第五十五号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。)」を「国の施行法」に改め、同条第四項に次の二号を加える。

六 法律第百五十五号附則第四十一條の二
七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める規定

第三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する給付のうち年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第三条の三第二項及び第三項を次のように改める。

2 恩給組合法の適用を受けていた年金条例職員であつた者のうち次に掲げる者として勤務したことがある者については、恩給に関する

る法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合法による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えるものとする。ただし、更新組合員については、その者又はその遺族が恩給組合法の規定による退職料等を受ける権利を有する場合に限る。

一 法律第百五十五号附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員

二 法律第百五十五号附則第四十三條の二に規定する外国特殊機関職員

三 法律第百五十五号附則第四十一條の二第二項に規定する救護員

四 前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

3 恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十一年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十八第三項において準用する同条第一項の規定に基づく恩給組合法の規定によりその適用を受けていた者に係る年金条例職員期間に算入されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に算入するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第七条第一項第一号ニ中「又は第四十二條」を「第四十一條の二第一項若しくは第四十二條」に改め、「場合をみよ」の規定の下に「又は政令で定める規定」を加え、同項第三号中「該当するもの」の下に「及び職員に準ずる者として政令で定める者」を加え、「及び国の長期組合員である職員であつた期間」を「国の長期組合員である職員であつた期間及び政令で定める期間」に改める。

第七条の二を次のように改める。

第七条の二 恩給組合法の適用を受けていた

年金条例職員であつた更新組合員が次に掲げる者として勤務していたものであるときは、恩給に關する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた期間に加えるものとする。

一 法律第五十五号附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員

二 法律第五十五号附則第四十三條の二に規定する外国特殊機関職員

三 法律第五十五号附則第四十一條の二第一項に規定する救護員

四 前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

2 恩給に關する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法第二百五十二條の十八第三項において準用する同條第一項の規定に基づく恩給組合条例の規定によりその適用を受けていた更新組合員に係る年金条例職員期間に通算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に通算するものとする。

3 前二項の規定は、第三條の三第二項又は第三項の規定により恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えられる、又は通算された期間については、適用しない。

第十條中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 旧日本赤十字社令(明治四十三年勅令第百二十八号)の規定に基づき戦地勤務法律第五十五号附則第四十一條の二第一項に規定する戦地勤務をいう。第百三十一條

第二項において同じ。)に服した日本赤十字

社の救護員であつた者でその後職員となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第十三條第一項中「当該合算額」の下に「(同項第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるものについては、政令で定める金額を加算した額)」を加える。

第十五條中「退職年金を支給するときの下に」(当該退職年金を受ける権利を有する者に減額退職年金を支給するときを含む。次条において同じ。)を加える。

第四十四條第二項中「退職年金」の下に「減額退職年金」を加える。

第五十五條第一項中「第五條の二、第七條の二」を「第七條の二」に改める。

第五十七條第二項中「及」を「同条」に改め、「年月数を含む。」の下に「及」を「同条第八項の規定により恩給の基礎に算入することとされている加算年の年月数」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項に規定する更新組合員に係る遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、第三十九條、第四十條又は第四十二條の規定により算定した金額が、第五條第二項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)附則第六條の規定又はこれに相當する退職年金条例の規定の例により算定した金額より少ないときは、第三十九條、第四十條及び第四十二條の規定にかかわらず、当該金額を遺族年金の額とする。

第五十七條の次に次の一條を加える。
(施行日以後の恩給の受給権を有することとなる者の取扱ひ)

第五十七條の二 恩給に關する法令の改正により、前条第一項に規定する更新組合員又はそ

の遺族が新たに普通恩給又はこれに基づく扶助料を受ける権利を有することとなつたときは、当該更新組合員は施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利について第五條第二項本文の規定を適用する。

第五十八條中「前条」を「前二條」に、「同条第一項」を「第五十七條第一項」に、「と読み替へる」と、前条中「施行日」とあるのは「第五十八條に規定する組合員となつた日」と読み替へるに改める。

第六十三條第六項中「退職年金若しくは」の下に「減額退職年金若しくは」を加える。

第六十四條第一項中「第三十條第二項及び」を削る。

第二百二十八條第二項中「及び退職料並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の療疾年金並びに國の新法(國の旧法を含む。)の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び」を、「退職料、共済法の退職年金若しくは共済法の療疾年金又は國の新法(國の旧法を含む。)の規定による退職年金、減額退職年金若しくは」に、「國の施行法第六條第一項ただし書」を「退職年金条例の通算退職年金、共済法の通算退職年金、國の新法の規定による通算退職年金又は國の施行法第六條第一項ただし書」に改める。

第三百三十一條第二項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員であつた者でその後國の職員等となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 次に掲げる規定 昭和四十一年十月一日

イ 第一条中地方公務員等共済組合法第七十四條、第百五十八條及び第百七十條の次にそれぞれ一條を加える改正規定並びに同法第百五十九條の二の改正規定

ロ 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二條第四項、第三條第三條の三、第七條第一項、第七條の二、第十條、第十三條第一項及び第五十七條の改正規定(同條第二項の改正規定を除く。)

ハ 附則第五條から第七條まで及び第九條から第十一條までの規定

二 第一条中地方公務員等共済組合法第九條、第十三條第六項、第三十條第二項及び第三十八條第一項の改正規定 昭和四十一年十二月一日

三 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第五十七條第二項の改正規定及び同條の次に一條を加える改正規定並びに附則第八條の規定 昭和四十一年一月一日

(負担金に關する経過措置等)
第二条 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第百四十一條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)及び第四項の規定は、昭和四十一年四月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

2 改正後の法第二百三十三條第二項から第四項までの規定は、昭和四十一年四月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3 改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第二百三十三條第二項及び第三項の規定により昭和四十一年四月分以後この法

律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月分までの掛金として施行日までに納付された金額のうち、改正後の法第二百三条第二項及び第三項の規定により納付すべき掛金の額をこえる金額については、施行日の属する月分以後の掛金として施行日以後これらの規定により納付すべき金額の一部として納付されたものとみなす。

(団体職員となつた復職希望職員についての特例に關する経過措置等)

第三条 改正後の法第四十四條の二の規定は、施行日以後に団体職員(同条第一項に規定する団体職員をいう。次条において同じ。)となるため退職した者について適用する。

2 改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正前の施行法」という。)(第二条第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五條第一項各号に掲げる者を含む。以下「更新組合員等」という。))で改正後の法第四十四條の二第一項の申出をした者に対する同項の規定の適用については、同項中「長期給付」とあるのは、「長期給付(恩給法(大正十二年法律第四十八号)、退職年金条例(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。以下この項において「施行法」という。))第二条第一項第二号に規定する退職年金条例をいう。)、共済法(施行法第二条第一項第三号に規定する共済法をいう。))又は国の旧法等(施行法第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等をいう。))の規定による年金である給付で当該給付の日の前日に施行法の規定によりその支給が停止されているものを含む。」とする。

第四条 施行日前に恩給公務員である職員、年金条例職員、旧長期組合員若しくは国の長期組合員若しくは国の旧長期組合員である職員又は組合員(長期給付に關する規定の適用を受けない者を除く。)であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き団体職員となり、引き続き施行日に現に当該団体職員

として在職するもの(その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。))が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き団体共済組合員期間(改正後の法第九十七條第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。以下この条及び附則第十條において同じ。))を、これに引き続き組合員の資格を取得したとき(以下「復職したとき」という。)(改正後の法第四十條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、地方公務員共済組合に申し出たときは、その者に係る次に掲げる給付は、その申出をした者(以下「復職希望職員」という。))が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

一 普通恩給

二 退職料及び退職年金条例の通算退職年金

三 共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金

四 国の旧法等(改正前の施行法第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等をいう。以下この条において同じ。))の規定による退職年金及び廃疾年金

五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金

六 改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金

復職希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き復職したとき(その後六月以内に退職したときを除く。以下この条において同じ。))は、改正後の法の長期給付に關する規定(同法第六章の規定を除く。))又は改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。))の規定の適用については、その者は、施行日以後の団体職員であつた期間、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、地方団体関係団体職員共済組合は、改正後の法第九十二條

の規定による積立金のうちその者の施行日以後の団体共済組合員期間に係る部分を、政令で定めるところにより、地方公務員共済組合に移換しなければならない。

3 前項の規定の適用を受けた者については、第一項各号に掲げる給付のうち普通恩給(増加恩給に併給される普通恩給を除く。)、退職料(増加退職料に併給される退職料を除く。)、共済法の退職年金又は国の旧法等の規定による退職年金を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなし、その他の同項各号に掲げる給付(改正後の施行法第五十五條第一項において準用する同法第五十四條第一項の申出をした場合における共済法の廃疾年金及び国の旧法等の規定による廃疾年金を除く。))を受ける権利は、施行日からその者が復職したときまで停止したものとする。

4 第二項の規定の適用を受けた者は、改正後の法第十二條の規定の適用については、施行日の前日に退職したものとみなし、同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間は、引き続き復職したとき以後においては、団体共済組合員(同法第九十九條第三項に規定する団体共済組合員をいう。附則第十條において同じ。))でなかつたものとみなす。

5 改正後の法第四十四條の二第四項の規定は、復職希望職員が引き続き復職した場合について準用する。

(恩給組合法の適用を受けた者の退職料等に關する経過措置)

第五條 恩給組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条の三第二項第三号の規定によりその者の日本赤十字社の救護員として勤務していた期間がその者の年金条例職員の期間に加えられることにより退職料又は退職年金条例の遺族年金を支給すべきこととなる者については、市町村職員共済組合が、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。))附

則第四十一條の二第三項において準用する同法附則第二十四條の四第二項並びに第四十一條第二項及び第四項並びに同法附則第四十一條の二第四項において準用する同法附則第二十四條の四第三項の規定の例により、当該退職料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金を支給する。

2 前項の規定により支給される退職料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金は、改正後の法及び改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合法の規定による退職料又は退職年金条例の遺族年金とみなす。この場合において、これらの年金を受ける権利を有する者が組合員(組合員であつた者を含む。))又はその遺族であるときは、当該組合員は、その組合員となつた日の前日において当該みなされた退職料を受ける権利を有していたものとみなして、当該みなされた退職料又は退職年金条例の遺族年金を受ける権利については改正後の施行法第五條第二項本文(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定を適用する。

第六條 恩給組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条の三第二項第四号又は第三項の規定により同条第二項第四号に掲げる者として勤務していた期間又は同条第三項に規定する期間がその者の年金条例職員期間に加えられる、又は通算されることにより退職料又は退職年金条例の遺族年金を新たに支給し、又は改定すべきこととなる場合における必要な経過措置については、政令で定める。

2 改正後の施行法第七條の二第二項第四号又は第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる者として勤務していた期間又は同条第二項に規定する期間が更新組合員等の年金条例職員期間に加えられる、又は通算されることにより年金である長期給付を新たに支給し、又は改定すべきこととなる場合における必要な経過措置については、政令で定める。

第五條 恩給組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条の三第二項第三号の規定によりその者の日本赤十字社の救護員として勤務していた期間がその者の年金条例職員の期間に加えられることにより退職料又は退職年金条例の遺族年金を支給すべきこととなる者については、市町村職員共済組合が、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。))附

(日本赤十字社の救護員期間の組合員期間への算入に伴う経過措置)

第七條 更新組合員等が昭和四十一年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第百五十五号附則第四十一条の二又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定を適用するとし、又は退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、次条の規定の適用を受けることとなる場合を除き、改正後の施行法の規定により、昭和四十一年十月分からは、その若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からは、その若しくはその遺族の改正前の法若しくは改正前の施行法の規定による年金の額を、これらの法律及び退職年金条例の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給付金(これに相当する給付を含む)の支給を受け、又は改正前の施行法第二條第一項第三号に規定する其済法、改正前の施行法若しくは改正前の法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む)の支給を受けた者(改正前の法第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む)である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給付金又はこれの一時金の額(改正前の法第八十三條第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下「支給額等」という)の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額

等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

(加算年の算入に伴う経過措置)

第八條 前条の規定は、更新組合員等が昭和四十一年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第百五十五号附則第二十四條第八項及び第二十四條の八並びに改正後の施行法の規定を適用するとし、又は退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは、「昭和四十一年一月分」と読み替へるものとする。

(特例による退職年金の額に関する経過措置)

第九條 改正後の施行法第十三條第一項の規定は、給付事由の生じた日(同項の規定の適用を受けるべき更新組合員等に係る遺族年金にあつては、当該更新組合員等が退職し、又は死亡した日)が昭和四十一年十月一日以後である場合について適用し、当該給付事由の生じた日が同日前である場合については、なお従前の例による。

(長期実在職者の退職年金等の額の特例)

第十條 昭和四十一年九月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員又は団体共済組合員に係る次の各号に掲げる年金については、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間のうち実在職した期間が退職年金を受ける最短期間年限に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 六万円

二 遺族年金 三万円

2 前項の規定による年金の額の改定は、地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合が、受給者の請求を待たずに行なう。(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第十一條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号ニ中「又は第四十二條」を「若しくは第四十二條」に改め、「場合を含む。」の規定の下に「又は政令で定める規定」を加える。

第五十一條の二第三項を次のように改める。

3 地方の施行法第七條第一項第三号に規定する職員(地方の職員等を除く。以下この項において同じ)であつた長期組合員に対する第七條第一項第五号又は第九條第一号の規定の適用については、その者の地方の施行法第七條第一項第三号に規定する職員であつた期間(第七條第一項第五号の規定を適用する場合にあつては、政令で定める期間を除いた期間)は、地方の職員等であつた期間に該当するものとする。

理 由

恩給法等の改正に伴い、地方公務員共済組合の組合員期間に日本赤十字社救護員の在職期間を通算するとともに、長期在職者の低額年金を改善するほか、公庫等の職員期間の通算措置に準じて地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間を地方公務員共済組合の組合員期間に通算する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都道府県合併特例法案 都道府県合併特例法

目次

第一章 総則(第一條―第三條)

第二章 都道府県の合併の特例(第四條―第六條)

第三章 合併に伴う特例(第七條―第十五條)

第四章 合併都道府県に対する国等の協力(第十六條―第十八條)

第五章 雜則(第十九條―第二十三條)

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、都道府県の合併が広域にわたる行政のより合理的かつ効果的な処理と広域の地方公共団体としての都道府県の能力の充実強化とに資するものであることにかんがみ、都道府県の合併に関し関係法律の特例を定める等所要の特別措置を定めることにより、都道府県の合併が自主的に行なわれることを容易にし、もつて都道府県における効率的な行政の確保及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都道府県の合併の基本)

第二條 都道府県の合併は、自然的、社会的及び経済的に一体性のある区域又は将来一体性のある区域として発展する可能性のある区域であつて、広域にわたる行政を合理的かつ効果的に処理することのできる区域について行なわれ、かつ、合併関係都道府県間の格差の是正に寄与することができるように配慮されなければならない。

(定義)

第三條 この法律において「都道府県の合併」とは、二以上の都道府県の区域の全部をもつて一の都道府県を置くことをいう。

2 この法律において「合併都道府県」とは、都道府県の合併により設置された都道府県をいう。

3 この法律において「合併関係都道府県」とは、都道府県の合併をしようとする都道府県をいう。

第二章 都道府県の合併の特例

(都道府県の合併の特例)

第四條 都道府県の合併は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六條第一項に定める場合のほか、この章に定める手続に従つて行なうことができる。

(都道府県の合併の手続)

第五條 合併関係都道府県は、都道府県の合併を

しようとするときは、合併関係都道府県の議会の議決を経て、内閣総理大臣にその旨を申請するものとする。

2 前項の場合において、同項の議決が半数をこえ三分の二に満たない多数でされたときは、これを当該合併関係都道府県の住民の投票に付し、その投票において過半数の同意を得なければ、同項の申請をすることができない。

3 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)中都道府県の選挙に関する規定は、前項の住民の投票について準用する。

4 第一項の申請は、次条に定める都道府県合併計画を添え、自治大臣を経由してしなければならない。

5 第一項の申請があつた場合には、内閣総理大臣は、その申請に基づき、国会の議決を経て都道府県の合併を定め、直ちにその旨を告示するものとする。

6 前項の規定による処分は、同項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(都道府県合併計画)

第六条 前条の規定により都道府県の合併をしようとする合併関係都道府県は、協議により、都道府県合併計画を定めなければならない。

2 前項の都道府県合併計画は、合併都道府県の名称、事務所の位置及び建設の根幹となるべき事業に関する事項その他都道府県の合併の目的を実現するため必要な事項を定めるものとする。

3 第一項の協議については、合併関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第三章 合併に伴う特例

(国会議員の選挙区等の特例)

第七条 合併都道府県における衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法別表第一、別表第二及び附則第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定が都道府県の

合併が行なわれた日以後最初に改正されるまでの間、なお従前の例による。

(合併都道府県の設置選挙)

第八条 都道府県の合併が行なわれた場合には、合併都道府県の選挙管理委員会、合併都道府県の議会の議員及び知事について、それぞれ選挙の期日を定めてこれを告示し、一般選挙及び知事選挙を行なわせなければならない。

2 公職選挙法第三十三条第三項並びに第五項第一号及び第三号の規定は、前項の規定による議会の議員の一般選挙及び知事選挙の期日及び選挙の期日の告示について準用する。この場合において、同条第三項中「地方自治法第七條第六項(市町村の設置の告示)による当該市町村の設置の日」とあるのは、「当該都道府県の合併が行なわれた日」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により議会の議員の一般選挙を行なう場合には、合併関係都道府県の協議により、当該選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、合併都道府県の議会の議員の定数は、地方自治法第九十條第一項の規定にかかわらず、合併関係都道府県の議会の議員の定数の合計数とし、その選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法第十五条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定にかかわらず、合併関係都道府県の従前の条例の定めるところによることができる。

4 第六条第三項の規定は、前項の協議について準用する。

(合併都道府県の議会の議員の任期等の特例)

第九条 都道府県の合併の際現に合併関係都道府県の議会の議員である者は、合併関係都道府県の協議により、次の各号のいずれかに定める期間に限り、引き続き当該合併都道府県の議会の議員として在任することができる。この場合において、合併都道府県の議会の議員の定数は、地方自治法第九十條第一項の規定にかかわらず、合併関係都道府県の議会の議員の定数の合

計数とし、その選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法第十五条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定にかかわらず、合併関係都道府県の従前の条例の定めるところによる。

一 合併関係都道府県の議会の議員の残任期間のうち最も長いものに相当する期間

二 都道府県の合併が行なわれた日から起算して二年以内で合併関係都道府県の協議により定める期間

2 前項の規定は、前条第一項の一般選挙を行なう場合には、適用しない。

3 第六条第三項の規定は、第一項の協議について準用する。

(職員的身分取扱)

第十条 合併関係都道府県は、その協議により、都道府県の合併の際現にその職に在る合併関係都道府県の一般職の職員が引き続き合併都道府県の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併都道府県は、職員の任免、給与その他の身分取扱に關しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

(都道府県の区域をその区域等とする法人等の特例)

第十一条 法律の規定に基づいて都道府県の区域をその区域又は地区として設立される法人等で政令で定めるものが、都道府県の合併の際現に合併関係都道府県の区域をその区域又は地区として設立され、又は置かれていたときは、政令で定めるところにより、合併関係都道府県の区域をそれぞれその区域又は地区として同一性をもつて存続することができる。

(地方交付税の額の算定の特例)

第十二条 国が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定するに当たつては、都道府県の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、合併都道府県

については、同法第十三条に定めるもののほか、都道府県の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、自治省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

2 合併都道府県につき前項の規定を適用して算定される地方交付税の額が、合併関係都道府県が当該年度の四月一日においてなお存続するものとした場合に算定される地方交付税の額の合算額に満たないときは、当該年度において当該合併都道府県に交付すべき地方交付税の額は、当該合算額とする。

3 国は、第一項の期間が経過した後において、合併都道府県に係る地方交付税の額が急激に減少することとなるときは、自治省令で定めるところにより、これを緩和するため必要な措置をとることができる。

(地方道路譲与税の額の算定の特例)

第十三条 国が地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)に定めるところにより毎年度譲与する地方道路譲与税の額は、合併都道府県については、都道府県の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法及びこれに基づく自治省令で定めるところにより算定された額が、合併関係都道府県が当該年度の四月一日においてなお存続するものとした場合に算定される額の合算額に満たないときは、当該合算額とする。

2 国は、前項の期間が経過した後において、合併都道府県に係る地方道路譲与税の額が急激に減少することとなるときは、自治省令で定めるところにより、これを緩和するため必要な措置をとることができる。

(義務教育費の国庫負担額の算定の特例)

第十四条 国が義務教育費国庫負担法(昭和二十八年法律第三十三号)第二条に定めるところにより毎年度負担する額は、合併都道府県については、都道府県の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法及びこ

れに基づく命令で定めるところにより算定され
た額が、合併関係都道府県が当該年度におい
てなお存続するものとした場合に算定される額の
合算額に満たないときは、当該合算額とする。

2 国は、前項の期間が経過した後において、義
務教育費国庫負担法第二条に基づく国の負担額
が急激に減少することとなるときは、政令で定
めることにより、これを緩和するため必要な
措置をとることができる。

(公共事業費等に係る国の財政措置の特例)

第十五条 国は、合併都道府県が後進地域の開発
に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に
関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)、新
産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十
七号)その他政令で定める法律の規定に基づく
国の財政上の措置に関し都道府県の合併により
不利益を受ける結果となる場合には、都道府県
の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに
続く五年度に限り、都道府県の合併が行なわれ
なかつたものとして合併都道府県が不利益とな
らないように措置しなければならない。

2 国は、合併都道府県が都道府県の合併が行な
われた日の属する年度及びこれに続く五年度以
内に生じた災害に係る公共土木施設災害復旧事
業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)
その他政令で定める法律の規定に基づく国の財
政援助に関し都道府県の合併により不利益を受
ける結果となる場合には、前項の規定の適用が
ある場合は、都道府県の合併が行なわれな
かつたものとして合併都道府県が不利益となら
ないように措置しなければならない。

第四章 合併都道府県に対する国等の協力
(補助金の交付等についての配慮)

第十六条 国は、合併都道府県の計画的な建設を
促進するため、法令及び予算の範囲内におい
て、合併都道府県に係る国が行なう事業又は国
がその経費につき補助金を交付する事業の実施
について、特別の配慮をするものとする。

(地方債についての配慮)

第一類第二号 地方行政委員会議事録第四十五号

第十七条 国は、合併都道府県の計画的な建設を
促進するため、法令の範囲内において、合併都
道府県が行なう事業に要する経費に充てるため
に起す地方債について、適切な配慮をするも
のとする。

(公共企業体等の協力)

第十八条 日本国有鉄道、日本電信電話公社、日
本住宅公団、日本道路公団、水資源開発公団そ
の他政令で定める公共的機関は、その業務のう
ち国が合併都道府県の建設に対応して行なうこ
とを適当と認めるものについては、事情の許す
限り、協力しなければならない。

第五章 雑則

(協議会の組織の特例)

第十九条 合併関係都道府県は、第六条に規定す
る都道府県合併計画の策定その他都道府県の合
併に関する協議を行なうため、地方自治法第二
百五十二条の二第二項の協議会を置く場合に
は、同法第二百五十二条の三第二項の規定にか
かわらず、規約で定めるところにより、当該協
議会の委員として、合併関係都道府県の議会の
議員、合併関係都道府県の区域内の市町村の議
会の議員及び長並びに学識経験を有する者を加
えることができる。

(委員会の委員等の任期等の特例)

第二十条 合併都道府県の地方自治法第八十
条の五第二項(第二号を除く。)及び第二項(第四
号を除く。)に規定する委員会の委員又は委員に
ついては、都道府県の合併後最初に当該委員会
の委員又は委員が選任されるまでの間、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十
一年法律第六十二号)第四十一条及び第五
十一条、地方公務員法(昭和二十五年法律第百
六十一号)第九條第二項及び第十項、警察法(昭
和二十九年法律第百六十二号)第三十九條第一
項及び第四十條、労働組合法(昭和二十四年法
律第百七十四号)第十九條第二十一項において
準用する同条第七項及び第十一項、土地取用法
(昭和二十六年法律第百二十九号)第五十二條第

三項及び第五十三條、漁業法(昭和二十四年法
律第百六十七号)第百三十一條第二項、同法
第百三十二條において準用する同法第九十八條
第一項並びに地方自治法第九十六條第一項及
び第九十七條の規定にかかわらず、都道府県
の合併の際現に合併関係都道府県のこれらの委
員会の委員又は委員である者の互選により定め
る者をもつて充てるものとする。

2 都道府県の合併の際現に合併関係都道府県の
海区漁業調整委員会の委員である者は、都道府
県の合併後も引き続き合併都道府県の当該委員
会の委員として在任するものとする。

3 都道府県の合併の際現に合併関係都道府県に
設置されている連合海区漁業調整委員会は、合
併都道府県の連合海区漁業調整委員会として存
続するものとし、従前の連合海区漁業調整委員
会の委員は、引き続きその存続する連合海区漁
業調整委員会の委員として在任するものとする。

4 都道府県の合併後最初に地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第四十一条の規定によ
り任命される合併都道府県の教育委員会の委員
の任期は、同法第五十一条の規定にかかわら
ず、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一
人は一年とする。この場合において、各委員の
任期は、合併都道府県の知事が定める。

5 都道府県の合併後最初に警察法第三十九條第
一項の規定により任命される合併都道府県の公
安委員会の委員の任期は、同法第四十條第一項
の規定にかかわらず、その定数が五人の場合に
あつては、二人は三年、二人は二年、一人は一
年とし、その定数が三人の場合にあつては、一
人は三年、一人は二年、一人は一年とする。こ
の場合において、同法第三十九條第一項ただし
書に規定する委員の任期は、二人のうち、一人
は三年、一人は二年とする。

6 警察法附則第八項の規定は、前項の場合につ
いて準用する。

(国の地方行政機関の所管区域)

第二十一条 国は、その所管区域が都道府県の区
域又は数都道府県の区域である地方行政機関に
ついては、できる限り合併都道府県の区域又は
合併都道府県の区域を包含する数都道府県の区
域をその所管区域とすることとなるように、す
みやかに必要な措置を講じなければならない。

(公共的団体の統合整備)

第二十二條 合併関係都道府県の区域内の公共的
団体は、都道府県の合併に際しては、合併都道
府県の一体性のすみやかな確立に資するため、
その統合整備を図るよう努めなければならない。

(政令への委任等)

第二十三條 この法律に規定するもののほか、第
四條の規定による都道府県の合併の場合におい
て必要な事項については、地方自治法第二百
五十五條の規定に基づく政令で定める同法第六
条第一項の規定による都道府県の合併の場合の例
による。

2 この法律の実施のための手続その他その施行
に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この法律は、施行の日から起算して十年を経
過した時にその効力を失う。ただし、その時ま
でに行なわれた都道府県の合併については、そ
の時以後もなおその効力を有する。

(自治省設置法の一部改正)

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十
号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十四号の八の次に次の一号を
加える。

十四の九 都道府県合併特例法(昭和四十
一年法律第 号)の施行に関する事務を
行なうこと。

第十條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 都道府県合併特例法の施行に關すること。

理 山

都道府県の区域をこえる広域行政の合理的かつ効果的な処理及び都道府県の能力の充實強化に資するため、関係法律の特例を定める等の措置により、都道府県の合併が自主的に行なわれることを容易にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。